

国民の保護に関する群馬県計画

平成30年8月

群 馬 県

目 次

は じ め に

第1節	計画策定の目的	1
第2節	計画の対象	2
第3節	計画の構成	2
第4節	計画の変更等	2
第5節	市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画	2

第1編 総 論

第1章	計画の基本	4
第1節	県の責務と基本方針	4
第2節	関係機関の事務又は業務の概要等	6
第3節	群馬県の地理的・社会的特徴	11
第2章	計画が対象とする事態	15
第1節	武力攻撃事態	15
第2節	緊急対処事態	18

第2編 日頃からの備え

第1章	組織・体制の整備等	20
第1節	県における組織・体制の整備	20
第2節	市町村及び指定地方公共機関の組織の整備等	25
第3節	関係機関との連携体制の整備	25
第4節	通信手段の確保	28
第5節	情報収集・提供等体制の整備	30
第2章	避難や救援に関する備え	33
第1節	避難や救援に関する基本的事項	33
第2節	避難施設の指定	36
第3節	必要物資や資材の備蓄	37
第4節	市町村における備え	38
第5節	指定地方公共機関との連携	39
第6節	県警察の役割	40
第3章	生活関連等施設	41
第1節	生活関連等施設の把握と安全確保の周知	41
第2節	市町村における備え	42

第4章 研修や訓練の実施	43
第1節 研修の実施	43
第2節 訓練の実施	43
第5章 国民保護に関する啓発	45
第1節 国民保護措置等に関する啓発	45
第3編 武力攻撃やテロへの対処	
第1章 初動体制の速やかな確立	46
第1節 緊急事態初動体制の確立	46
第2節 市町村における初動連絡体制と初動措置	47
第2章 県対策本部の設置等	49
第1節 県対策本部の設置	49
第2節 県対策本部の組織	51
第3節 県対策本部の廃止	54
第4節 現地調整所の設置	55
第3章 関係機関相互の連携	58
第1節 関係機関との連携と派遣要請等	58
第2節 県が行う応援	61
第3節 住民への協力要請	62
第4章 警報や避難の指示	64
第1節 警報の通知及び伝達	65
第2節 緊急通報の発令及び伝達	66
第3節 避難の指示及び避難住民等の誘導	68
第4節 避難住民等の受け入れ	76
第5節 避難実施要領	76
第5章 救援の実施	80
第1節 救援の実施	80
第2節 関係機関との連携	84
第3節 救援物資等の確保	85
第6章 安否情報の収集及び提供	86
第1節 安否情報の収集、整理や提供	86
第2節 市町村による安否情報の取り扱い	89
第7章 武力攻撃・テロ災害への対処	90
第1節 武力攻撃・テロ災害への対処の基本的事項	90
第2節 生活関連等施設の安全確保	91
第3節 N B C R 攻撃による災害への対処等	95
第8章 応急措置等	100

目次

第1節	退避の指示	100
第2節	知事、市町村長の事前措置	101
第3節	警戒区域の設定	102
第4節	応急公用負担等	103
第5節	消防に関する措置等	103
第9章	被災情報の収集及び報告	105
第10章	保健衛生の確保その他の措置	106
第11章	生活の安定に関する措置	109
第1節	生活関連物資等の価格安定	109
第2節	生活基盤の確保	110
第12章	交通の確保と規制	112
第13章	赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理	114
第4編 復旧等		
第1章	応急の復旧	117
第1節	応急の復旧に関する基本的事項	117
第2節	生活基盤等施設の応急の復旧	118
第2章	復旧	119
第3章	被災者等生活再建の支援	120
第4章	費用の支弁等	121
第1節	国民保護措置等に要した費用の支弁等	121
第2節	損失補償、実費弁償及び損害補償	121
第3節	総合調整及び指示に係る損失補てん	122
第4節	市町村が要した費用の支弁等	122
第5編	首都圏等への支援	123
資料編	【本文略】	別冊

(注) この計画は、群馬県が策定する計画であるため、原則として「群馬県（知事）」という主語は省略します。

また、「国」や「市町村」などの組織名称を使う場合、原則として組織の長も含みます。

はじめに

■第1節 計画策定の目的

「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」といいます。）」は、国が武力攻撃事態等や緊急対処事態を認定した場合において、例えば、外国の軍隊の攻撃（さし迫った状況や予測される状況を含み、以下「武力攻撃」といいます。）やテロ集団による破壊活動（さし迫った状況を含み、以下「テロ」といいます。）から国民（住民等）の生命、身体及び財産を保護することや、武力攻撃やテロが日常生活及び経済活動に及ぼす影響をできるだけ少なくするため、国、都道府県、市町村が協力して対応すべき内容を定めています。

具体的には、住民等の警報避難、避難住民等の救援（収容施設の設置、食品・飲料水・医療の提供等）、武力攻撃やテロにより発生した災害への対処（負傷した人の救急・救助、火災の消火等）、被害が生じた施設の復旧など（国民保護措置及び緊急対処保護措置。以下、これらを総称して「国民保護措置等」といいます。）に関し、必要な事項を定めています。

国では、国民保護法に基づき、「国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」といいます。）」を策定し、国としての国民保護措置等の実施に関する基本的な方針を示すとともに、都道府県が策定する「国民の保護に関する計画」の基準を明らかにしました。

武力攻撃やテロが発生した場合、群馬県は、国、市町村、指定公共機関^{*1}、指定地方公共機関^{*2}などの関係機関と相互に連携しながら、さらに住民等の協力を得つつ、住民等の避難や避難住民等の救援など、国民保護措置等の速やかで適切な実施に万全を期さなければなりません。

このため、国民保護法や基本指針に基づき、「国民の保護に関する群馬県計画（以下「県国民保護計画」といいます。）」を策定します。

*1 指定公共機関・・・独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、運送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令及び内閣総理大臣公示で指定。

*2 指定地方公共機関・・・県の区域で、電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社、その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、知事が指定。

なお、群馬県では、平成30年1月26日時点で、17機関を指定。

■第2節 計画の対象

県国民保護計画では、県内に居住する人（外国人居住者を含む）、旅行やビジネスなどで県内に滞在している人、県内を車や電車で通過中の人など、群馬県内の全ての人を対象とし、「住民等」という言葉で表現します。

また、県国民保護計画では、武力攻撃事態等と緊急対処事態を合わせて、県国民保護計画が対象とする事態として取り扱います。

■第3節 計画の構成

県国民保護計画は、以下の各編により構成します。

はじめに

第1編 総論

第2編 日頃からの備え

第3編 武力攻撃やテロへの対処

第4編 復旧等

第5編 首都圏等への支援

資料編

■第4節 計画の変更等

県国民保護計画は、今後、国民保護措置等に備えた避難訓練などを行いながら、その結果を踏まえて、必要に応じて見直しを行います。

県国民保護計画の変更にあたっては、広く意見を聴きながら、群馬県国民保護協議会で審議を行います。

この審議の結果を基に変更計画を取りまとめ、内閣総理大臣の同意を得た後、県議会への報告や公表を行います。（国民保護法施行令の規定に基づき、軽微な変更については、群馬県国民保護協議会の審議及び内閣総理大臣の同意を省きます。）

なお、資料編のデータについては、定期的な更新に努めます。

■第5節 市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画

市町村及び指定地方公共機関は、「市町村の国民の保護に関する計画（以下「市町村国民保護計画」といいます。）」及び「指定地方公共機関の国民の保護に関する業務計画（以下「指定地方公共機関国民保護業務計画」といいます。）」を

策定する場合は、国民保護法に基づくとともに、基本指針及び県国民保護計画を踏まえて策定することとします。

第1編 総論

第一編

第一章

■ 第1章 計画の基本

県内で武力攻撃やテロが発生した場合の県の責務や、国民保護措置等を実施するときの基本的な方針、各関係機関が行う国民保護措置等に関する業務の概要、群馬県の地理的・社会的な特徴など、計画の基本を明らかにします。

■ 第1節 県の責務と基本方針

1 県（委員会及び委員を含む）の責務

県内において武力攻撃やテロが発生した場合、国民保護法やその他の関連する法律、基本指針及びこの県国民保護計画に基づき、住民等の協力を得つつ、国や市町村、指定公共機関、指定地方公共機関などと連携協力し、住民等の避難や避難住民等の救援など、速やかで適切な国民保護措置等を実施します。

特に、県警察、市町村、消防機関、指定公共機関、指定地方公共機関など、県内において国民保護措置等を実施する関係機関相互の円滑な連携や業務の調整に努めます。

2 住民等の保護に関する基本方針

(1) 基本的人権の尊重

国民保護措置等の実施にあたっては、日本国憲法が規定する国民の自由と権利、財産権の保障など基本的人権を尊重します。

しかしながら、やむを得ず医薬品や食料品などを救援物資として確保する場合、又は収容施設や医療施設を建設するために個人の土地を使用する場合など、住民等の自由と権利に制限を加えるときは、必要最小限にとどめ、公正かつ適正な手続の下に行います。

(2) 住民等の利益の速やかな救済

やむを得ず住民等の自由と権利に制限を加えたことにより損害が生じた場合には、国とともに実費弁償又は損害補償ができる限り速やかに処理するように努めます。

また、自由と権利の制限に対して住民等が不服を申し出た場合についても、できる限り速やかに処理するように努めます。

(3) 情報の提供

武力攻撃やテロが発生した場合、速やかに住民等に対して警報や避難の通知や指示を行います。

また、人的被害や建物被害などの情報について、正確かつ適時適切な方法で提供します。

(4) 関係機関相互の連携の確保

武力攻撃やテロが発生した場合、円滑に国民保護措置等が実施できるよう、日頃から国、他の都道府県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関など関係機関相互の協力関係を築くとともに、各関係機関が策定する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保に努めます。

また、武力攻撃やテロへの効果的かつ速やかな対処ができるよう、防災のための連携体制の活用に努めます。

(5) 住民等の協力

円滑な国民保護措置等の実施のために必要があると認めるときは、住民等に対し、避難誘導の手助け、負傷者の介助の手助けなどについて協力を要請します。

また、県民自らが武力攻撃やテロに伴い発生した災害への対処（負傷した人の救急・救助、火災の消火等）に協力できるよう、日頃から、消防団及び自主防災組織^{*3}の活動を活性化するとともに、ボランティア団体が活動しやすい環境づくりに努めます。

(6) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

日本赤十字社が国民保護措置等を実施する場合については、人道的な活動を任務としている赤十字の理念に照らし、その自主性を尊重します。

また、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が国民保護措置等として実施する警報や避難、緊急通報などに関する放送については、放送の自律を保障することにより、言論その他表現の自由が尊重されるよう特に配慮します。

さらに、指定公共機関及び指定地方公共機関が行う電気、ガス、水道などの復旧活動や安定供給など、日常から行っている事業に関する国民保護措置等については、各事業者ごとに自主的に行われるものであることを十分に認識します。

*3 自主防災組織・・・災害対策基本法第5条第2項に規定する、地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守ろう」という連帯感に基づき、自主的に結成する組織。

(7) 高齢者、障害者等への配慮

国民保護措置等を実施するときは、高齢者や障害者、その他特に配慮を必要とする人に対して、警報及び緊急通報を速やかに伝達するとともに、避難誘導や救援についても取り残されることのないよう、様々な配慮を行います。

また、外国人居住者や旅行者に対しても、警報及び緊急通報の伝達や避難誘導、救援についての配慮を行います。

(8) 国際人道法^{*4}の的確な適用

国民保護措置等を実施する場合、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保します。

(9) 国民保護措置等に従事する者等の安全の確保

国民保護措置等を行う医療関係者や県及び市町村職員などの安全に十分配慮するとともに、県や市町村の要請に応じて協力する住民等に対しても、安全の確保が十分に図られるよう配慮します。

(10) 県庁舎の機能が失われた場合の代替措置

群馬県庁舎が武力攻撃やテロにより、国民保護措置等の実施に関する本部機能を果たせなくなった場合、防災センターとしての補完的機能を有する地域防災センター（前橋市）がその業務を担うこととします。

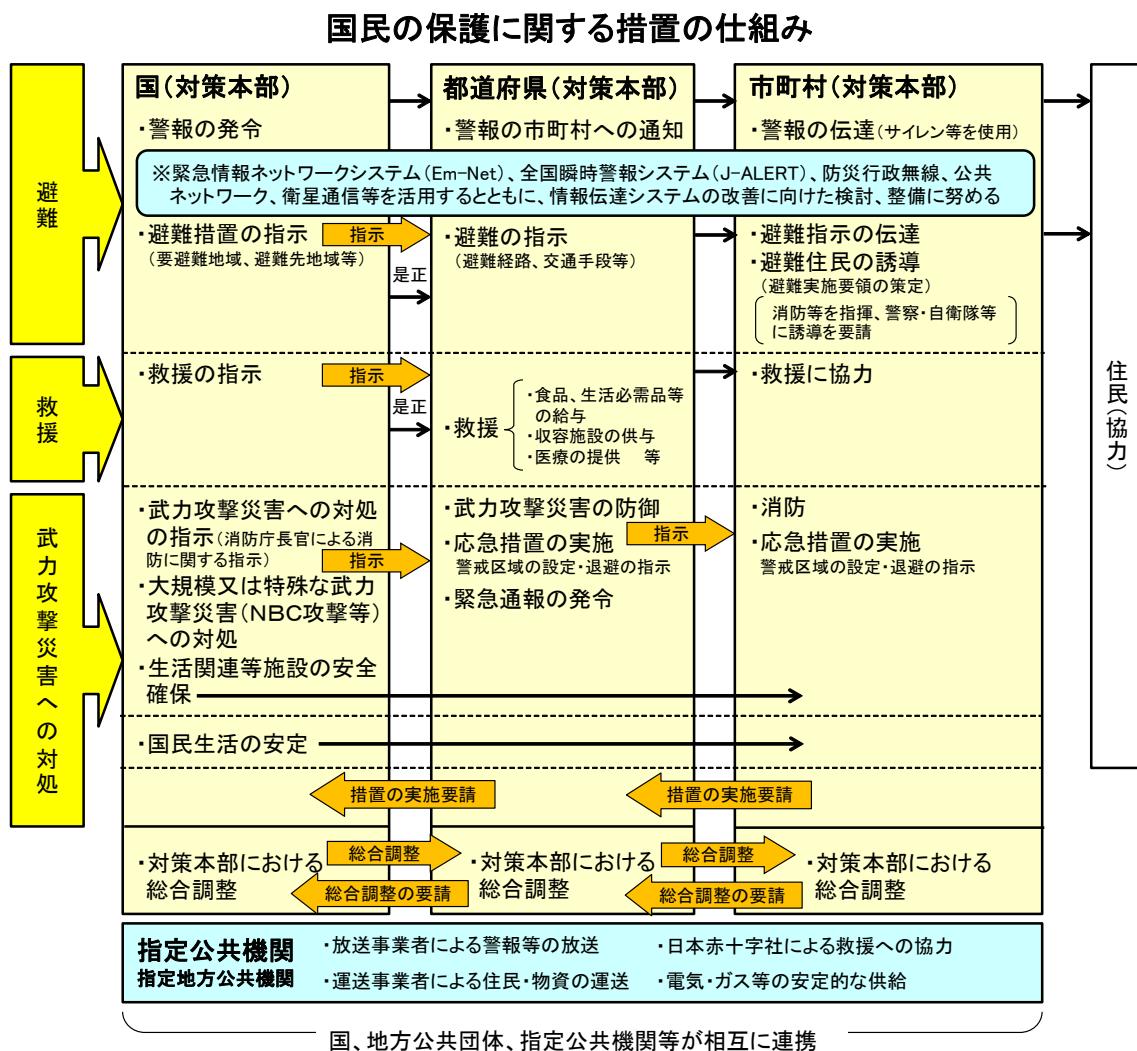
さらに、地域防災センターもその機能を果たせなくなった場合には、武力攻撃やテロの発生地域を見極め、最も適切で安全と判断される県合併庁舎などにおいて、その業務を担うこととします。

■第2節 関係機関の事務又は業務の概要等

1 国民保護措置等の仕組み

国、県、市町村などにおけるそれぞれの国民保護措置等の仕組みを図で表すと、次のようになります。

*4 国際人道法・・・武力紛争時の傷病者、一般の人々、捕虜などの人道的取り扱いを想定した諸条約、法規、慣習の総称。



2 関係機関の事務又は業務の概要

国民保護措置等について、県、市町村、指定地方行政機関^{*5}、指定公共機関及び指定地方公共機関は、おおよそ次に掲げる事務又は業務を行います。

(1) 県

- ア 国民保護計画の策定
- イ 国民保護協議会の設置・運営
- ウ 国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部の設置・運営
- エ 組織の整備・訓練
- オ 警報の通知
- カ 住民等に対する避難の指示、避難住民等の誘導に関する業務、県域を越える住民等の避難に関する業務その他住民等の避難に関する業務

*5 指定地方行政機関・・・指定行政機関の地方支部局その他の国の地方行政機関で政令で定められているもの。

- キ 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する業務
- ク 武力攻撃・テロ災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃・テロ災害への対処に関する業務
- ケ 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の住民等の生活の安定に関する業務
- コ 交通規制の実施
- サ 武力攻撃・テロ災害の復旧に関する業務

(2) 市町村

- ア 国民保護計画の策定
- イ 国民保護協議会の設置・運営
- ウ 国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部の設置・運営
- エ 組織の整備・訓練
- オ 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民等の誘導、関係機関との調整その他住民等の避難に関する業務
- カ 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する業務
- キ 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃・テロ災害への対処に関する業務
- ク 水の安定的な供給その他の住民等の生活の安定に関する業務
- ケ 武力攻撃・テロ災害の復旧に関する業務

(3) 指定地方行政機関

- ア 関東管区警察局
 - (ア) 管区内各県警察の国民保護措置等及び相互援助の指導・調整
 - (イ) 警察庁、他管区警察局との連携
 - (ウ) 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡
 - (エ) 警察通信手段の確保及び統制

イ 北関東防衛局

- (ア) 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整

ウ 関東総合通信局

- (ア) 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整
- (イ) 電波の監督管理、監視及び無線施設の設置並びに使用の規律に関すること

- (ウ) 非常事態における重要通信手段の確保
- (エ) 非常通信協議会の指導育成

エ 関東財務局前橋財務事務所

- (ア) 地方公共団体に対する災害融資
- (イ) 金融機関に対する緊急措置の指示
- (ウ) 普通財産の無償貸付
- (エ) 被災施設の復旧事業費の査定の立会

オ 関東信越地方厚生局

- (ア) 救援等に関する情報の収集・提供

カ 群馬労働局

- (ア) 被災者の雇用対策

キ 関東農政局

- (ア) 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保
- (イ) 農業関連施設の応急復旧

ク 関東森林管理局

- (ア) 武力攻撃災害復旧用材（国有林材）の供給

ケ 関東経済産業局

- (ア) 救援物資の円滑な供給の確保
- (イ) 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保
- (ウ) 被災中小企業の振興

コ 関東東北産業保安監督部

- (ア) 鉱山における災害時の応急対策
- (イ) 危険物等の保全

サ 関東地方整備局

- (ア) 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧

シ 関東地方運輸局

- (ア) 運送事業者への連絡調整
- (イ) 運送施設及び車両の安全保安

ス 東京航空局

- (ア) 飛行場使用に関する連絡調整
- (イ) 航空機の航行の安全確保

セ 前橋地方気象台

- (ア) 気象状況の把握及び情報の提供

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

ア 放送事業者

- (ア) 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む）
の内容及び緊急通報の内容の放送

イ 運送事業者

- (ア) 避難住民等の運送及び緊急物資の運送
- (イ) 旅客及び貨物の運送の確保

ウ 電気通信事業者

- (ア) 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における
協力
- (イ) 通信の確保及び国民保護措置等の実施に必要な通信の優先的取
り扱い

エ 電気事業者

- (ア) 電気の安定的な供給

オ ガス事業者

- (ア) ガスの安定的な供給

カ 燃料事業者

- (ア) 県民の安全を確保するために特に重要な施設や緊急車両等への燃料
供給の優先的取り扱い

キ 日本郵便株式会社

- (ア) 郵便の確保

ク 病院その他の医療機関

- (ア) 医療の確保

ケ 河川・道路管理者

(ア) 河川管理施設、道路の管理

コ 日本赤十字社

(ア) 救援への協力

(イ) 外国人の安否情報の収集、整理及び回答

サ 日本銀行

(ア) 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節

(イ) 銀行その他の金融機関で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

3 関係機関の連絡先

日頃から関係機関の連絡先を把握するとともに、連絡体制を整備します。

■第3節 群馬県の地理的・社会的特徴

1 地理的特性

(1) 地形及び気候

群馬県は本州のほぼ中央に位置し、上毛カルタに「鶴舞う形の群馬県」と詠まれているように、鶴が南東部を嘴(くちばし)にし、両翼を広げて空を飛んでいるような形をしています。

また、群馬県は、新潟県、福島県、栃木県、埼玉県、長野県の5県と接しています。さらに、海を持たない内陸県で、気候は太平洋沿岸気候となっています。

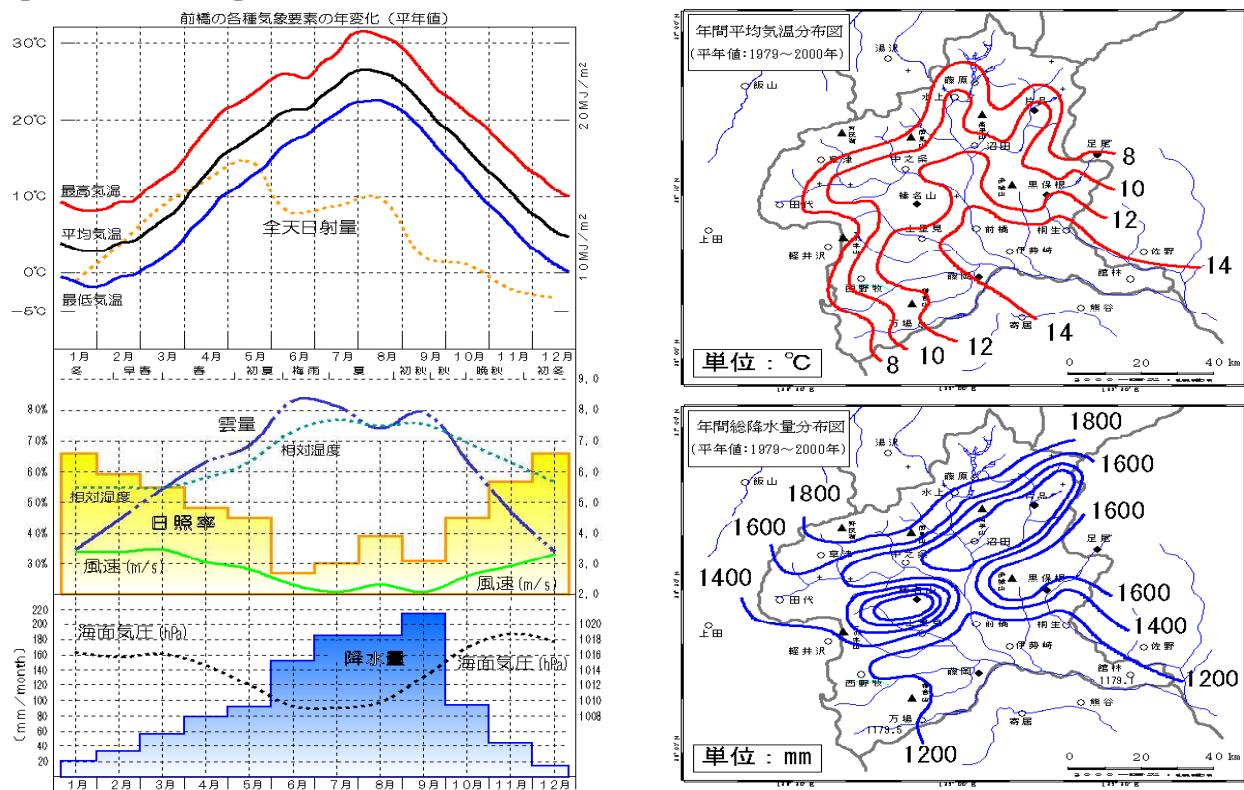
しかし、県内は山と谷と平野部が混在し、標高 2000m を越える山々から、関東平野に連なる平野部では標高 10m と高低の変化が激しく、山岳気候と平地気候が混在しています。

その標高による違いから、真冬の北部では氷点下 10 °C 以下まで下降しますが、真夏の南東部の平野部ではおよそ 40 °C まで気温が上昇するなど、気温の変化が地域的に大きくなっています。

気象庁資料から年間の平均気温をみると、地形に大きく影響され複雑に分布しており、南東部の平野部では 13 °C 以上あるものの、南西部と北部の山沿いでは 10 °C 以下となっています。

年間の降水量は南海上からの暖湿流の影響を受けやすい榛名山、赤城山で 1600 mm から 2000 mm と多く、冬に降雪が多い北部山岳地域で 1800 mm 以上となっています。

【群馬県の気象】



2 社会的特性

(1) 人口

総務省の「推計人口」によれば、群馬県の人口は 1,967 千人（平成 28 年 10 月 1 日現在）で全国第 18 位となっています。

また、「群馬県移動人口調査」（平成 28 年 12 月 1 日現在）によれば、比較的平野部が多い前橋市、桐生市、伊勢崎市、みどり市、玉村町及び高崎市等広域市町村圏、東毛広域市町村圏の人口は 1,572 千人で、県人口の 80 % は県央から南東部の平坦地域に集中しています。

昼夜間人口比率は、県全体で見た場合は 99.8 %（平成 27 年国勢調査）で、大きな人口の移動はありません。

これを市町村別に見た場合、長野原町、千代田町、神流町、明和町、草津町、太田市が 5 % を超えて昼間人口が多く、前橋市、上野村、高崎市、大泉町、富岡市がこれに続いています。

(2) 交通

県内には、関越自動車道、東北自動車道及び上越新幹線が南北の軸を形成するとともに、上信越自動車道、北関東自動車道及び北陸新幹

線が東西の軸を形成し、高速交通網の結節点^{*6}としての機能を有しています。

主な国道は、東京から新潟県長岡市に通じる国道17号、高崎市から長野市を経由して上越市に通じる国道18号、前橋市から水戸市に通じる国道50号などが通っています。

県外へ結ぶ主な鉄道は、大宮駅と高崎駅を結ぶ高崎線、八王子駅と高崎駅を結ぶ八高線、高崎駅と長岡駅を結ぶ上越線、新前橋駅と小山駅を結ぶ両毛線、浅草駅と伊勢崎駅を結ぶ東武伊勢崎線、浅草駅と東武日光駅を結ぶ東武日光線が通っています。

群馬県の1世帯あたり自動車保有台数は2.15台で全国第5位（平成29年3月31日現在）、県人口に対する免許取得率は71.7%で全国第1位（平成29年12月1日現在）と自家用車が主要な交通機関となっています。

一方、県内の公共交通機関は、利用者が最も多かった昭和40～45年頃と比べると、一般乗合バスでは約15分の1に、鉄道でも3分の2まで減少してきており、輸送能力の低下が心配されています。

*6 結節点・・・複数あるいは異種の交通手段の接続が行われる場所。



【群馬県の交通体系図】

(3) 施設

県内には、米軍基地は存在しませんが、陸上自衛隊の施設が北群馬郡榛東村、高崎市に設置されています。

また、県内には原子力発電所は存在しませんが、放射性同位元素などを使用している国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構量子ビーム科学研究部門高崎量子応用研究所が設置されているとともに、平成29年4月1日現在で生活関連等施設に指定されている消防法上の危険物質を取り扱う施設は5カ所、毒劇物取扱施設は61カ所あります。

■第2章 計画が対象とする事態

県国民保護計画では、基本指針で示された、想定される武力攻撃事態及び緊急対処事態を基本に、群馬県の地理的・社会的特徴を踏まえた検討結果を加え、次のとおり県内で発生することが比較的高いと思われる事態を対象とします。

■第1節 武力攻撃事態

1 ゲリラや特殊部隊による攻撃

(1) 特徴

首都東京に近接する群馬県では、首都圏の警備を攪乱させるため、ゲリラや特殊部隊による攻撃が考えられます。

警察、自衛隊などによる監視活動などにより、その兆候の早期発見に努めることとなります。ゲリラや特殊部隊もあらゆる手段を使用してその行動を秘匿することが考えられます。

このため、事前にその活動を予測あるいは察知することができず、突然的に被害が発生することが考えられます。

具体的には、県や市の行政庁舎、ターミナル駅、新幹線などの大量輸送機関、大規模なイベント施設、大型商業施設の爆破やB C R兵器^{*7}による攻撃、自衛隊施設、オイルタンクなどの爆破、核燃料を輸送中の車両の奪取、放射性同位元素等使用施設や学校、病院などの占拠、浄水場への毒物混入などが考えられます。

少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器や運搬できる爆薬の量も限定され、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的ですが、攻撃目標となる施設や設備の種類によっては、火災の延焼、有害物質の流出など二次被害の発生が想定されるとともに、気付かれずにB C R兵器が使用された場合や毒物が混入された場合、さらに占拠された建物が破壊された場合などによっては、被害が拡大することも想定されます。

(2) 留意点

ゲリラや特殊部隊の危害が住民等に及ぶおそれがある地域においては、

*7 B C R兵器・・・大量破壊兵器のことを指し、それぞれ英語の頭文字をとって、Bは生物兵器、Cは化学兵器、Rは放射能兵器のことをいう。

市町村（消防機関を含む）と県、県警察、自衛隊が連携し、武力攻撃の状況に応じて、攻撃当初は住民等を屋内に一時避難させるとともに、その後、関係機関が安全を確認しつつ避難地に移動させるなど適切な対応を行うことが必要です。

火災の延焼、有害物質の流出など災害が拡大するおそれがある場合には、知事の緊急通報の発令、市町村長又は知事の退避の指示あるいは警戒区域の設定など、状況に応じた措置を行うことが必要です。

2 弹道ミサイル攻撃

(1) 特徴

発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難です。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭、N B C 弾頭^{*8}）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて被害の程度及び対応が大きく異なります。

県内の施設や特定の地域が直接標的になる可能性は低いと考えられますが、弾道ミサイルの命中精度が低い場合には、県内に着弾する可能性もあります。

通常弾頭の場合には、N B C 弾頭の場合と比較して、被害は限定され、家屋や施設などの破壊、火災の発生などが考えられます。

核弾頭の場合には、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能^{*9}による残留放射線によって、物質の燃焼、家屋や施設などの破壊や火災、放射性汚染の被害が発生すると考えられます。

仮に、核弾頭が県内に着弾しなかった場合でも、気象条件によっては、放射能汚染が本県内にまで拡散する可能性もあります。

化学兵器弾頭の場合には、地形や気象条件の影響を受けて、風下方向に拡散して人的な被害が発生すると考えられます。

(2) 留意点

弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、速やかな情報伝達体制と適切な対応によって、被害を最小限にとどめること

*8 N B C 弾頭・・・大量破壊兵器を搭載したミサイルのことを指し、それぞれ英語の頭文字をとってNは核弾頭、Bは生物兵器弾頭、Cは化学兵器弾頭のことをいう。

*9 中性子誘導放射能・・・物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能。

が重要です。

着弾前は、できるだけ、近くのコンクリート造りなどの頑丈な施設や建築物の地下などに住民等を退避させが必要です。

弾道ミサイル着弾後は、被害状況を速やかに把握したうえで、弾頭の種類に応じた避難の指示を行うことが必要です。

3 着上陸侵攻

(1) 特徴

海を持たない群馬県において、直接的に着上陸侵攻が行われる可能性は、低いと考えられます。

しかしながら、日本海側に着上陸侵攻が行われた場合、首都圏を目指す地上侵攻部隊が県内を通過することが考えられ、戦闘が予想される地域の住民等を避難させることが必要になります。

着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高く、爆弾、砲弾などによる家屋、施設や設備の破壊や火災の発生などが考えられ、石油や有害物質などを取り扱う施設が破壊された場合には、二次災害の発生も予想されます。

(2) 留意点

事前の準備が可能であり、侵攻が予測される地域から先行して避難されることとします。

しかしながら、広範囲にわたる武力攻撃災害も想定されることから、避難の区域も広域に及ぶことが想定されるとともに、武力攻撃で荒廃した地域の復旧が重要な課題となります。

4 航空攻撃

(1) 特徴

県内の施設や特定地域が、単独の航空攻撃の直接標的になることは極めて低いと考えられますが、地上侵攻部隊が県内を通過するような事態が発生した場合、侵攻に先立って航空攻撃が行われることも考えられます。

弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易ですが、航空攻撃は作戦の目的が達成されるまで繰り返し行われることも考えられます。

(2) 留意点

着上陸侵攻に先立って航空攻撃が行われる場合、比較的早い段階から事前の準備が可能であり、侵攻が予測される地域から先行して避難を実

施します。

また、侵攻が予測される地域に、生活関連等施設^{*10} が存在する場合、その施設の安全確保、武力攻撃災害の発生や拡大の防止などの措置を実施する必要があります。

■第2節 緊急対処事態

1 攻撃対象施設による分類

(1) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃

ア 事態例

- (ア) 放射性同位元素等使用施設の占拠
- (イ) 核燃料を輸送中の車両の奪取
- (ウ) オイルタンクなどの爆破

イ 留意点

- (ア) 施設や車両が爆破された場合には、核関連物質などの拡散により、周囲の住民等や建物にも被害が及ぶ場合があります。
- (イ) 爆発及び火災で周囲の住民等や建物にも被害が及ぶとともに、ライフラインが被災すれば社会経済活動にも支障が生じます。

(2) 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃

ア 事態例

- (ア) 県や市の行政庁舎、自衛隊施設の爆破
- (イ) ターミナル駅、新幹線など大量輸送機関の爆破
- (ウ) 大規模イベント施設、大型商業施設の爆破
- (エ) 学校、病院、行政機関の占拠

イ 留意点

- (ア) 爆破に伴い死傷者が発生するとともに、施設が崩壊した場合には、人的被害が拡大するおそれもあります。
- (イ) 鉄道網が破壊された場合、社会経済活動にも支障が生じます。
- (ウ) 人質の生命や心身の健康状態に大きな影響又は被害が発生するおそれがあります。

2 攻撃手段による分類

(1) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃

*10 生活関連等施設・・・日常生活の維持や経済活動に不可欠な施設、有害な危険物質を貯蔵しているような施設をいう。

ア 事態例

- (ア) 県や市の行政庁舎に対する B C R 兵器による攻撃
- (イ) ターミナル駅に対する B C R 兵器による攻撃
- (ウ) 大規模イベント施設、大型商業施設などに対する B C R 兵器による攻撃
- (エ) 净水場への毒物混入

イ 留意点

- (ア) 放射能の拡散や生物剤による感染、化学剤の影響で死傷者が発生するとともに、放射能の被ばくや生物剤による感染の発見が遅れた場合、二次的な被害が拡大するおそれがあります。
- (イ) 水道水の給水が不可能となり、住民等の生活に支障が生じます。

(2) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃

ア 事態例

- (ア) 行政庁舎などに対する航空機を使用した自爆テロ

イ 留意点

- (ア) 破壊の対象となる施設の規模によっては、死傷者が拡大します。

第2編　日頃からの備え

■ 第1章　組織・体制の整備等

国民保護措置等を速やかに適切に実施するためには、日頃から組織及び体制の整備や関係機関相互の連携協力関係の構築、情報通信手段の整備又は確保に努めることが重要です。

このため、県や市町村、関係機関の組織や体制、連携協力関係、情報通信手段などの整備の在り方について、次のとおり定めます。

■ 第1節　県における組織・体制の整備

第二編
第一章

1　県の各組織における日頃の業務

県の各組織は、国民保護措置等を速やかに適切に実施できるよう、日頃から国民保護法上の関連業務の実施に努めます。

なお、国民保護に関する業務の総括、各組織間の調整などについては、危機管理室（以下「担当所属」といいます。）で行います。

2　情報収集や連絡に関する体制

(1)　県の体制

武力攻撃やテロが発生した場合、事態の状況に応じて速やかに適切に対処し、被害を最小限にとどめることができます。

このため、夜間、休日を含め、24時間対応できる現行の当直体制を引き続き維持し、情報の収集や県職員の参集、関係機関との連絡などに備えます。

(2)　県警察からの情報伝達体制

県警察は、武力攻撃やテロに関する情報を入手した場合は、速やかに担当所属に情報伝達することとします。

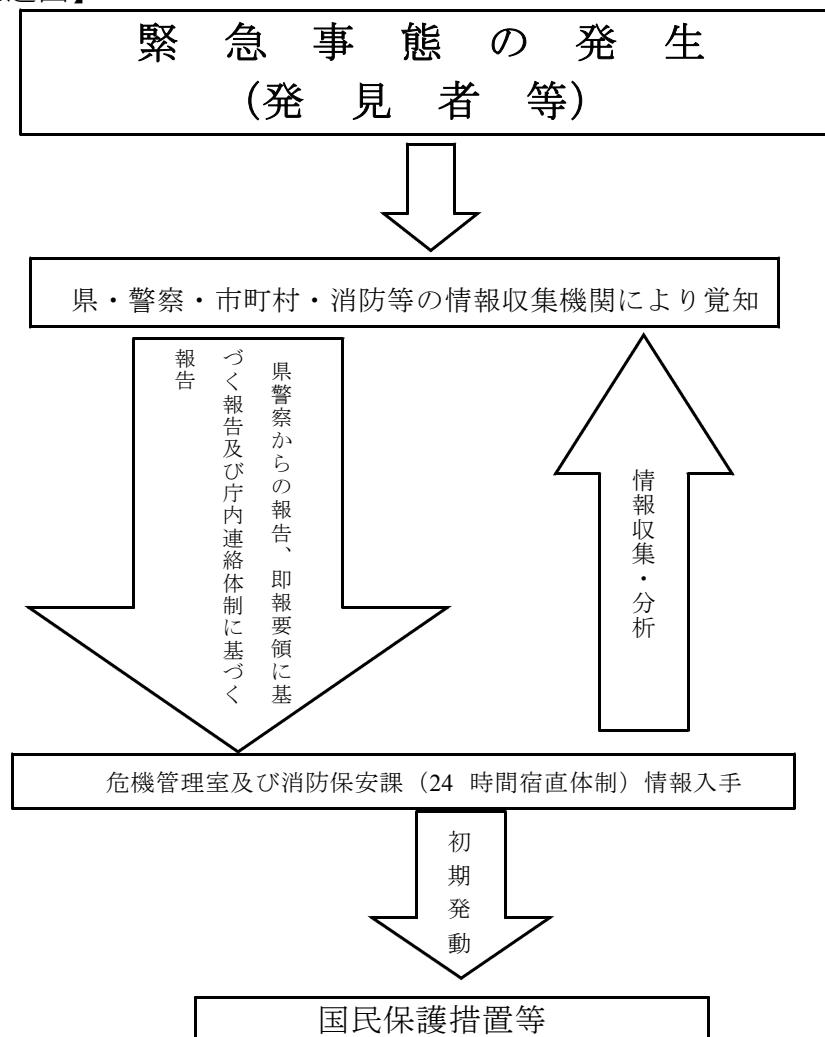
このため、県と県警察の連絡体制を整備します。

(3) 市町村及び消防機関からの報告

市町村及び消防機関については、武力攻撃やテロが発生した場合、「火災・災害等即報要領」（昭和59年10月15日付け消防第267号消防庁長官）（以下「即報要領」といいます。）に基づき、県及び総務省消防庁へ報告することとします。

このため、各市町村及び消防機関に即報要領の周知徹底を図るとともに、県と市町村、消防機関の連絡体制を整備します。

【情報収集伝達図】



(4) 庁内情報収集体制

県職員は、住民等からの通報により危害情報を把握した場合、群馬県危機管理大綱（平成20年 8月1日）（以下「危機管理大綱」といいます。）に基づき、直属の危機管理責任者等を通じて所定の報告をするなど、必要な対応を行います。

3 県職員の参集基準等

武力攻撃やテロによる災害が発生した場合の初動対応に万全を期すため、次とおり職員の参集基準を定めます。

国内外で事態認定されるおそれがある事案が発生した場合、「群馬県国民保護情報収集体制」（以下「県情報収集体制」といいます。）とし、担当所属で情報収集などを実施します。

また、県外や国外で発生した事案が事態認定された場合、または事態認定されるおそれが高い場合は、「群馬県国民保護情報連絡会議」（以下「県情報連絡会議」といいます。）を設置して、全庁を挙げて情報収集などを実施します。

さらに、県内で死傷者の発生や建物等の破壊といった緊急事態が発生した場合、または発生するおそれが高い場合は、「群馬県国民保護準備本部」（以下「県準備本部」といいます。）を設置して、情報収集や県内の被害状況の確認などを実施します。

その後、国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部設置の指定が国から通知されれば、直ちに「群馬県国民保護対策本部」又は「群馬県緊急対処事態対策本部」（以下「県対策本部」といいます。）に移行して国民保護措置等を実施します。

【職員参集基準】

体 制	参 集 基 準
①群馬県国民保護情報収集体制	担当所属職員が参集
②群馬県国民保護情報連絡会議体制	各所属の約10%に相当する人数が参集 (災害対策本部等における初期動員に相当)
③群馬県国民保護準備本部体制	状況に応じて各所属の約25%から100%に相当する人数が参集 (災害対策本部等における1号動員から3号動員に相当)
④群馬県国民保護対策本部体制	全ての県職員が本庁又は地域機関等に参集

4 県職員への連絡手段

県の幹部職員及び危機管理室等職員に対しては、防災情報システム（職員招集機能）により、連絡することとし、それぞれの連絡手段の確保に努めます。

5 県組織の役割分担

県対策本部における業務については、「群馬県国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関する規程」で定めます。

6 参集時の職員の留意事項

参集時に県職員に対して、下記事項に留意するよう周知します。

- (1) 登庁時の安全確保を図る。
- (2) 登庁経路における被害の状況を県対策本部へ正確に情報提供するよう努める。
- (3) 勤務地へ行けない場合は、最寄りの地域機関などに登庁する。

7 住民等の権利利益の救済に係る手続に関する窓口

国民保護措置等を実施する場合、やむを得ず住民等の自由と権利に制限を加える場合があります。これに伴う損失補償、国民保護措置等に係る不服申立て又は訴訟その他の住民等の権利利益の救済に係る手続を速やかに処理するため、事前に担当窓口を定めます。

また、これらの手続に関連する文書について文書規程を適用させ、安全で適切な保管場所の確保に努めます。

なお、各市町村においても同様に対応することとします。

【住民等の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償	特定物資の収用に関すること
	特定物資の保管命令に関すること
	土地等の使用に関すること
	応急公用負担に関すること
	車両等の破損措置に関すること
実費弁償	医療の実施の要請等に関すること
損害補償	住民等への協力要請によるもの
	医療の実施の要請等によるもの
不服申立てに関すること	
訴訟に関すること	

■第2節 市町村及び指定地方公共機関の組織の整備等

各市町村は、国民保護措置等を速やかに適切に実施するため、常備消防体制との連携を図りつつ、24時間対応可能な体制や市町村職員の参集基準を整備するなど、県に準じた体制を確保するよう努めることとします。

また、住民等の権利利益の救済に係る手続を速やかに処理するため、事前に担当窓口を定めることとします。

指定地方公共機関は、国民保護措置等を速やかに適切に実施することができる体制及びその方法について、各機関が定める国民保護業務計画にあらかじめ定めておくこととします。

■第3節 関係機関との連携体制の整備

1 国の機関との連携

(1) 指定行政機関^{*11}等との連携

国民保護措置等の実施の要請などが円滑に行えるよう、日頃から指定行政機関と必要な連携を図ります。特に、国との連絡調整の主たる窓口である総務省消防庁や県国民保護計画の協議先となる内閣官房との連携強化に努めます。

(2) 防衛省・自衛隊との連携

自衛隊の派遣の要請が円滑に行えるよう、日頃から防衛省・自衛隊との連携強化に努めます。

(3) 指定地方行政機関^{*5}との連携

県内における国民保護措置等が円滑に実施されるよう、日頃から群馬県を管轄する関係指定地方行政機関との連携強化に努めます。

2 他の都道府県との連携

(1) 広域応援

大規模な武力攻撃・テロ災害が発生した場合や、武力攻撃・テロ災害が長期にわたるような場合には、県域を越えるような広域的な避難や救援の実施が考えられます。このため、現在、国が取り組んでいる地方公共団体の広域的な連携体制の検討結果を踏まえ、県としての体制を検討します。

*11 指定行政機関・・・内閣府、各省庁などの中央行政機関等

*5 指定地方行政機関・・・7頁を参照

(2) 近接する都県との情報共有化

県域を越える避難や救援を行う場合に必要となる避難施設や輸送力などに関する情報について、近接する都県との共有化を図ります。

特に、生物剤による攻撃については、災害の拡大を防ぐためには広域的な対応が必要です。このため、県保健福祉事務所及び県衛生環境研究所は、日頃から近接する都県との間で情報の共有化に努めます。

(3) 県警察の対応

県警察は、他の都道府県警察と連携して、警察災害派遣隊などが出動できるよう、隊員に対する教養訓練を徹底するとともに、招集、出動体制の確立など必要な体制を確保することとします。

3 市町村との連携

(1) 県と市町村の連携体制

速やかで適切な国民保護措置等を実施する場合、県と市町村が連携協力することが重要です。

このため、避難の指示と避難実施要領の記述内容、救援の役割分担、運送の確保など、県と市町村との間で特に連携が必要な分野については、日頃から調整に努めます。

(2) 市町村の行うべき事務の代行

市町村が行うべき国民保護措置等の全部又は一部を県が代わって行う場合に備え、市町村からの求めに応じて調整を図ります。

(3) 市町村国民保護計画の協議

市町村国民保護計画の策定に関する協議を通じて、県が行う国民保護措置等と市町村が行う国民保護措置等との整合性の確保を図ります。

(4) 市町村間の連携の確保

各市町村が相互に市町村国民保護計画の内容について協議するための機会を設けるなど、市町村相互間の国民保護措置等の整合性の確保に努めます。

(5) 消防機関の応援体制の整備

県内の消防機関からの情報伝達が円滑に行われるよう、即報要領の周知徹底に努めます。

また、消防活動が円滑に行われるよう、県内の各消防機関相互の応援体制の整備及び緊急消防援助隊の拡充に努めます。

さらに、消防機関におけるN B C弾頭やB C R兵器による災害に対応が可能な部隊数や資機材の所在を把握し、情報提供に努めます。

(6) 消防団の充実・活性化の推進

消防団は、避難住民等の誘導などに重要な役割を担います。このため、市町村と連携し、地域住民等の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援などを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図ります。

また、市町村と連携し、消防団に対する国民保護措置等についての研修を実施するとともに、国民保護措置等についての訓練に消防団を参加させるよう配慮します。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関及び指定地方公共機関との連携

円滑な国民保護措置等が実施できるよう、日頃から県内で業務を行う指定公共機関や指定地方公共機関との緊密な連携に努めます。

なお、指定地方公共機関が国民保護業務計画を作成する場合は、必要な助言を行います。

(2) 防災相互応援協定を締結している民間企業等との連携

民間企業などから物資及び資材の供給について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定に国民保護措置等に関する内容を加えるなど、防災に準じた連携体制の整備を図ります。

5 ボランティア団体等との連携

(1) 自主防災組織に対する支援

自主防災組織の核となるリーダーを育成するための研修として、平成12年度から開催している「県民防災塾」などを通じて、国民保護措置等についての協力体制の強化を図ります。

また、国民保護措置等に備えた訓練への参加を促進するとともに、自主防災組織が行う消火、救助、救援などに備える施設及び設備の充実を図ります。

(2) ボランティア団体との連携

日頃から、日本赤十字社群馬県支部、その他のボランティア関係団体との連携を図り、武力攻撃やテロが発生した場合に備えてボランティア活動が円滑に行われるよう、活動環境の整備に努めます。

- ア ボランティアに協力を要請できる事項
- (ア) 避難に関する訓練への参加
 - (イ) 避難住民等の誘導の援助
 - (ウ) 救援の援助
 - (エ) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等の援助
 - (オ) 住民等の健康の保持又は環境衛生の確保の援助

■第4節 通信手段の確保

1 非常通信体制の確保

(1) 非常通信協議会との連携

武力攻撃やテロによる災害が発生した場合、一般電話回線の使用不能により、国、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関などとの通信手段が確保できない場合も考えられます。

このため、電話回線の復旧や通信設備の臨時設置に備え、県防災計画と同様に、非常時における通信の円滑な運用を図ることなどを目的として構成された「関東地方非常通信協議会」と日頃から連携強化に努めます。

(2) 管理が必要な既存の通信機器

県防災計画に基づき、一般加入電話の代替通信手段として、次の無線系の通信手段を備えます。

ア 防災行政無線

県の組織間及び市町村、消防本部の間で使用する無線

イ 中央防災無線

中央省庁と各都道府県相互間の無線電話

ウ 消防防災無線

総務省消防庁と各都道府県相互間の無線電話

エ 地域衛星通信ネットワーク

総務省と各都道府県相互及び市町村との衛星電話

オ 国土交通省無線

国土交通省と各都道府県相互間の無線電話

カ 防災相互通信用無線

群馬県内の防災関係機関（6機関）^{*12}相互の通信手段

*12 （6機関）・・・関東管区警察局群馬県情報通信部、国土交通省関東地方整備局、群馬県、東京電力パワーグリッド（株）群馬総支社、嬬恋村及び桐生市消防本部の各機関。

キ 衛星携帯電話

防災航空隊等に整備されている衛星携帯電話

ク 災害時優先電話の指定

東日本電信電話（株）群馬支店等各電話通信会社から指定を受けている
災害時優先電話

ケ 移動通信系機器

携帯無線機及び車載無線機

（3）通信訓練の実施

武力攻撃やテロが発生した場合に備えて、通信を日頃と同じような状態で確保しておくため、日頃から国民保護措置等の実施に必要な通信のための設備の総点検を定期的に実施します。

また、非常通信の取り扱い、機器の操作の習熟のため、県防災計画と同様に他の関係機関と連携した通信訓練を実施します。

2 通信の多ルート化の整備

武力攻撃やテロに伴う災害が発生した場合でも、通信を日頃と同じように使えるよう、通信の多ルート化^{*13}を推進し、施設被害に対応できる体制を整備しました。

3 県警察における通信の確保

県警察は、関東管区警察局、県、市町村と連携して非常通信体制の整備、応急対策など重要通信の確保に関する体制を強化することとします。

4 市町村における通信の確保

各市町村は、武力攻撃やテロが発生した場合に備え、警報の伝達に必要となる同報系^{*14} その他の防災行政無線の整備に努めることとし、既に防災行政無線の整備を行っている市町村においては、アナログからデジタルへの変換を図り、県に準じた通信体制の整備に努めることとします。

*13 通信の多ルート化・・・災害時の通信を確保するため、複数の通信手段を備えるもので、群馬県においては、防災行政無線について、地上系根幹路の大容量化及び衛星系（地域衛星通信ネットワーク）の整備を行った。

*14 同報系・・・市町村庁舎と屋外拡声器や家庭内の戸別受信機を結び、市町村役場から地域住民等へ災害情報を一斉通報する装置。

■第5節 情報収集・提供等体制の整備

1 住民等に対する情報提供

(1) 情報収集の基本的考え方

武力攻撃やテロの発生状況、国民保護措置等の実施状況、被災情報その他の情報などは、担当所属で収集又は整理し、関係機関及び住民等に対し正確かつ適時適切に情報提供します。

(2) 情報収集における留意点

情報収集にあたっては、県防災計画との整合を図り、情報収集の役割分担を定めます。

また、国民保護措置等の実施のため必要な情報の収集や蓄積及び更新にあたっては、情報セキュリティーに留意するとともに、関係機関相互での情報の共有化に努めます。

(3) 県警察における情報収集

県警察は、ヘリコプターテレビ電送システム、交通監視カメラなど、あらゆる手段を活用して速やかな情報収集に努め、国民保護措置等に利用できるよう日頃から準備することとします。

2 警報の通知に必要な準備

(1) 警報の通知先となる関係機関

国が発令した警報が総務省消防庁から届いたときに備え、日頃から警報の通知を行うこととなる市町村、指定地方公共機関などの関係機関の連絡先や連絡方法を把握します。

(2) 大規模集客等施設^{*15}に対する警報の伝達のための準備

国から警報の通知を受けたとき、速やかに情報の伝達を行うべき大規模集客等施設について、日頃から情報収集するとともに、各市町村との情報共有に努めます。

また、速やかに大規模集客等施設に警報を伝達するため、県と市町村の役割分担を協議し、確認します。

*15 大規模集客等施設・・・総務省消防庁から警報の通知を受けたときに、迅速に警報の伝達を行うこととなる、区域内に所在する多数の者が利用又は居住する施設。

(3) 市町村における警報の伝達に必要な準備

各市町村は、県から警報の通知があった場合に備え、住民等、関係団体、大規模集客等施設などへの伝達方法について、あらかじめ定めておくこととします。この場合、民生委員や社会福祉施設、国際交流協会などとの協力体制を整備するなど、高齢者、障害者、外国人に対する伝達に配慮することとします。

また、各市町村は、警報を通知すべき「その他の関係機関」をあらかじめ市町村国民保護計画に定めておくこととします。

3 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 被災情報収集のための準備

被災情報の収集、整理及び総務省消防庁への報告を正確かつ適時適切に実施するため、あらかじめ被災情報の収集・報告にあたる担当者を役割分担に基づき定めるとともに、必要な体制を整備します。

また、各市町村に対して、報告様式に基づき被災情報を報告するよう周知するとともに、各指定地方公共機関に対しても、収集した被災情報を速やかに県に報告するよう周知します。

(2) 市町村における被災情報の収集、整理及び報告に必要な準備

各市町村は、被災情報の収集、整理及び県への報告を正確かつ適時適切に実施するため、あらかじめ情報収集及び連絡にあたる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備に努めることとします。

4 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報収集のための体制整備

武力攻撃やテロに伴い発生した避難住民等や被災した住民等の安否情報については、市町村からの報告を整理するほか、必要に応じて自ら安否情報を収集、整理するよう努めます。

このため、安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者などをあらかじめ定めるとともに、市町村の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）を把握します。

(2) 安否情報の収集のための準備

安否情報の収集について、協力を求める可能性のある県が管理する医療機関や学校などの所在及び連絡先などについて、あらかじめ把握します。

また、県対策本部への安否情報の報告が円滑に行われるよう、あらかじめ安否情報の報告先を避難施設の管理者などに周知するとともに、「武力攻撃

事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令」（以下「安否情報省令」といいます。）に定める報告様式の周知徹底を図ります。

（3）市町村における安否情報収集のための体制整備

各市町村は、安否情報を収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の責任者をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を行うこととします。

また、安否情報の収集を円滑に行うため、大規模事業所、医療機関、学校など安否情報の収集に協力を求める可能性のある関係機関について、あらかじめ把握しておくこととします。

（4）安否情報の収集及び報告様式

総務省消防庁に安否情報を報告するときは、安否情報省令に規定する様式を使用します（詳細についてはP86～89を参照）。

■第2章 避難や救援に関する備え

武力攻撃やテロが発生した場合において、国の対策本部長から避難や救援の指示を受けたときは、市町村に対し、避難先や避難経路、交通手段などを具体的に示すとともに、県が主体となって収容施設の提供や食品、飲料水、医薬品などの供給を実施しなければなりません。

このため、日頃から避難や救援への備えに必要な事項について、次のとおり定めます。

■第1節 避難や救援に関する基本的事項

1 避難

(1) 避難に必要な基礎的資料の整備

日頃から避難に必要な基礎的資料を整備するとともに、適時適切に更新します。

ア 県の地図

卓上に広げられ地理的状況が明らかなもの

イ 人口分布

(ア) 市町村別年齢別人口・世帯数

(イ) 市町村別外国人登録者数

(ウ) 昼間人口

ウ 避難路等

(ア) 緊急輸送路

(イ) 鉄道

(ウ) 輸送拠点

エ 交通手段

(ア) トラック保有状況

(イ) バス保有状況

(ウ) 県有自動車数

(エ) 鉄道車両保有数

オ 輸送施設

(ア) 緊急輸送路

(イ) 鉄道

- (ウ) 輸送拠点
- (エ) ヘリポート適地
- カ 避難施設等
 - (ア) 避難施設
 - (イ) 応急仮設住宅可能敷地
- キ 備蓄及び物資調達
 - (ア) 県備蓄状況
 - (イ) 市町村備蓄状況
- ク 生活関連等施設
- ケ 関係機関の連絡先

(2) 避難実施要領モデルの作成についての支援

市町村が具体的な避難経路や避難の方法を決定するときの基礎資料となる避難実施要領モデルを作成する場合は、地域の気象条件や総務省消防庁のマニュアルを参考にしながら、県と県警察が協力し、必要な助言を行うこととします。

2 救援

(1) 救援に必要な基礎的資料の整備

日頃から救援に必要な基礎的資料を整備するとともに、適時適切に更新します。

- ア 避難施設等
 - (ア) 避難施設
 - (イ) 応急仮設住宅可能敷地
- イ 備蓄及び物資調達
 - (ア) 県備蓄状況
 - (イ) 市町村備蓄状況
- ウ 医療機関等
 - (ア) 病院
 - (イ) N B C 災害専門知識を有する医療機関
 - (ウ) 感染症指定医療機関
- エ 救護班
- オ 臨時に医療機関として想定される場所等
 - (ア) 避難施設
 - (イ) 応急仮設住宅可能敷地
- カ 墓地及び火葬場等
 - (ア) 火葬場
 - (イ) 公営墓地

キ 交通手段

- (ア) トラック保有状況
- (イ) バス保有状況
- (ウ) 県有自動車数
- (エ) 鉄道車両保有数

ク 輸送施設

- (ア) 緊急輸送路
- (イ) 鉄道
- (ウ) 輸送拠点
- (エ) ヘリポート適地

(2) 救援の実施に関する市町村との調整

速やかにかつ適切な避難住民等の救援を実施するためには、より住民等に身近で自然災害での救援のノウハウを持った市町村が、主力となって取り組むことが有効です。

このため、救援に関する県と市町村との役割分担について、日頃から調整に努めます。

3 避難や救援の輸送体制

(1) 輸送体制に関する基礎的資料の整備

日頃から避難及び救援に必要な輸送能力や輸送施設に関する基礎資料を整備するとともに、適時適切に更新します。

ア 交通手段

- (ア) トラック保有状況
- (イ) バス保有状況
- (ウ) 県有自動車数
- (エ) 鉄道車両保有数

イ 輸送施設

- (ア) 緊急輸送路
- (イ) 鉄道
- (ウ) 輸送拠点
- (エ) ヘリポート適地

(2) 運送経路の把握

武力攻撃やテロが発生した場合において、避難住民等の運送及び緊急物資の運送を円滑に行うため、日頃から道路管理者などの協力を得て、適切な運送経路の把握に努めます。

(3) 避難手段の調整

避難時の交通手段については、マイカーの使用は原則として禁止しますが、公共交通機関の利便性などの地域特性、避難に要する時間の長さ、避難先の地域までの距離などを考慮して、やむをえない場合は、使用を認めることとします。

このため、地域特性などに合わせた交通手段の確保について、県警察などの関係機関と調整します。

また、市町村が避難実施要領のモデルを作成する場合は、状況に応じた交通手段について検討することとします。

■第2節 避難施設の指定

1 避難施設の指定についての考え方

国民保護措置等に必要な避難施設は、市町村地域防災計画に基づく防災のための避難施設の指定状況を基本として、市町村と連携しながら指定します。

2 避難施設の指定にあたっての留意事項

- (1) 学校、公民館、体育館などの施設を指定するほか、応急仮設住宅などの建設用地、救援の実施場所、避難の際の一時集合場所として公園、広場、駐車場などの施設を指定するよう配慮します。
- (2) 爆風などから直接の被害を少なくするため、一時的な避難場所としてコンクリート造りなど頑丈な建築物や地下施設を指定するよう配慮します。
- (3) 事態において避難施設に住民を可能な限り受け入れができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、一定の地域に避難施設が集まることのないよう指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮します。
- (4) 危険物質などの取扱所に隣接した場所、急傾斜地に立地する施設は避難施設として指定しないよう配慮します。
- (5) 物資の搬入・搬出や避難住民等の出入りに適した広口出入口を有するとともに、避難住民等の受け入れや救援を行うことが可能な構造又は設備を有する施設を指定するよう配慮します。
- (6) 物資の保管や緊急車両などが駐車できるスペースのある施設又は隣接している施設を指定するよう配慮します。
- (7) 車両による物資の供給や住民等の避難が比較的容易に行えるよう、交通の便が良い場所にある施設を指定するよう配慮します。

3 避難施設の指定手続

避難施設を指定する場合には、施設管理者の同意を文書などにより確認し、避難施設として指定したときや指定を解除したときは、その内容を施設管理者に対して文書などにより通知します。

4 避難施設の廃止及び用途変更

避難施設として指定した施設の廃止や用途の変更などにより、避難住民等の受け入れのための面積が大幅に増減する場合（総面積の10分の1以上の面積の増減）は県に届け出るよう、施設管理者に周知します。

5 避難施設のデータベースの共有化

避難施設の指定後は、国が定める様式に基づき、避難施設の情報を整理するとともに、全国的な共有化（避難施設のデータベース化）を図るため、避難施設に関する情報を国に報告します。

また、避難施設の変更があった場合は、定期に国に報告します。

6 市町村及び住民等に対する情報提供

市町村による避難実施要領の策定及び避難誘導を支援するため、避難施設データベースの情報を市町村に提供します。

また、住民等に対しても、県警察、市町村、消防機関などの協力を得ながら、避難施設の場所、連絡先など住民等が速やかに避難を行うために必要な情報の提供に努めます。

■第3節 必要物資や資材の備蓄

1 備蓄についての基本的考え方

国民保護措置等の実施に必要な物資や資材については、防災のために必要な物資や資材と共に多くのものを考慮し、原則として、防災のために備蓄した物資や資材を国民保護措置等にも活用します。しかしながら、武力攻撃やテロが発生した場合において、特に必要となる物資や資材については、別途調達する体制の整備に努めます。

また、国民保護措置等のために特に必要となる特殊な物資や資材の備蓄について、国全体としての備蓄状況を踏まえながら対応を検討します。

2 国民保護措置等に必要な物資や資材の備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

避難や救援の実施にあたり必要な物資や資材で、国民保護措置等のための備蓄と防災のための備蓄が重複するものについては、県防災計画で定められている備蓄品目や備蓄基準に基づいて備蓄に努めます。

(2) 国民保護措置等の実施のために必要な物資や資材

国民保護措置等の実施のため特に必要となる物資や資材（安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質などによる汚染の拡大を防止する除染器具等）については、国がその備蓄の促進や必要に応じて備蓄及び調達体制の整備などを行うこととしています。

このため、常に国の備蓄状況の把握に努め、国と連携して対応します。

(3) 国や市町村、関係機関との連携

国民保護措置等に必要な物資や資材の備蓄にあたっては、県単独での保管には限界があるため、国や市町村、関係機関との連携に努めます。

3 県が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

国民保護措置等の実施も念頭におきながら、県が管理する施設及び設備について、整備や点検を行います。

(2) ライフライン施設の代替性の確保

県が管理する上下水道、工業用水道、電気などの施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備などによる代替性の確保に努めます。

(3) 復旧のための各種資料等の整備

武力攻撃やテロに伴う災害による被害の復旧を速やかで適切に実施するため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料などについて、既存のデータなどを活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努めます。

■第4節 市町村における備え

1 避難実施要領モデルの作成

各市町村は、県、県警察などの関係機関と十分な意見交換を行い、総務省消防

庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のモデルをあらかじめ作成することとします。この場合、関係機関との調整に基づく輸送手段の確保や高齢者、障害者などの避難方法について配慮することとします。

2 輸送体制の整備等

各市町村は、武力攻撃やテロが発生した場合において、住民等の避難について主体的な役割を担うことから、自らの市町村内における住民等の避難や緊急物資の運送に関する体制を整えるとともに、県と連携して市町村内の輸送力、輸送施設に関する情報を把握することとします。

3 市町村が実施する救援

各市町村は、県との調整の結果、市町村が実施した方が望ましいとされた救援に関する措置については、その内容を十分理解し、速やかでかつ適切な救援に関する措置を行うことができるよう、市町村地域防災計画を基本として必要な体制を整備することとします。

4 市町村における物資や資材の備蓄

各市町村は、防災のための備蓄品目、備蓄量、備蓄場所、物資や資材の供給要請先などの確実な把握に努め、武力攻撃やテロによる災害が発生した場合において、県と連携して速やかに必要な物資や資材を供給できる体制を整えることとします。

■第5節 指定地方公共機関との連携

1 運送事業者との連携

運送事業者である指定公共機関や指定地方公共機関などと協議し、避難住民等の運送及び緊急物資の運送を実施する緊急輸送の体制を整えるよう努めます。

2 電気通信事業者との協議

電気通信事業者である指定公共機関などと協議し、避難住民等に対する通信手段の確保について、必要な体制を整えるよう努めます。

3 医療の要請等

医療関係団体等に対する救護班の派遣要請など、適切な医療の実施について、あらかじめ協議するとともに、医療関係団体の協力を得て、N B C 弾頭やB C R 兵器による災害に伴う特別な医療の実施が可能な医療機関の把握に努めます。

4 指定地方公共機関における物資や資材の備蓄

指定地方公共機関は、防災のための備蓄品目、備蓄量、備蓄場所、物資や資材の供給要請先などの確実な把握に努め、国民保護措置等に転用できる体制を整えることとします。

■第6節 県警察の役割

1 武力攻撃事態等における交通規制

県警察は、武力攻撃やテロの発生などに伴う交通の混乱を防止し、避難路及び緊急交通路を確保するため、日頃から確保すべき道路について、あらかじめ把握しておくこととします。

2 交通管理体制及び交通管制施設の整備

県警察は、武力攻撃やテロの発生などに備え、広域交通管理体制を整備することとします。

3 緊急通行車両に係る確認手続

県警察は、武力攻撃やテロの発生などに備え、県公安委員会が行う緊急通行車両に係る確認についての手続を定めるとともに、事前届出・確認制度を整備することとします。

4 道路管理者との連携

県警察は、交通規制状況に関する情報を道路利用者に対し適時適切に提供するため、日頃から道路管理者との密接な連携に努めることとします。

■第3章 生活関連等施設

武力攻撃やテロが発生した場合、使用できないと住民等の生活に大きな影響を及ぼす施設や危険物質などを取り扱う施設について、安全確保を図ることが必要です。

このため、これらの施設の管理に関する日頃からの安全確保対策などについて、次のとおり定めます。

■第1節 生活関連等施設の把握と安全確保の周知

1 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握

県内に所在する生活関連等施設について、所管省庁の協力を得ながら現状を把握するとともに、次に掲げる事項について整理します。

- ア 施設の種類
- イ 名称
- ウ 所在地
- エ 管理者名
- オ 連絡先
- カ 危険物の内容
- キ 施設の規模
- ク 所管省庁

(2) 県警察に対する情報提供

県が把握した生活関連等施設に関する情報を県警察に提供し、安全確保に向けた連携の強化に努めます。

2 生活関連等施設の安全確保の留意点の周知等

(1) 管理者に対する安全確保の留意点の通知

生活関連等施設の管理者に対して、「生活関連等施設ごとに所管省庁が定めた安全確保の留意点」（以下「安全確保の留意点」といいます。）を通知するとともに、関係機関と施設の管理者との連絡体制を整備します。

また、県警察と協力し、施設の立地条件に合った安全対策を検討し、生活関連等施設の管理者に助言します。

(2) 県が管理する生活関連等施設の安全確保

安全確保の留意点に基づき、自ら管理する生活関連等施設の安全確保対策の方針について定めます。

(3) 管理者に対する要請

生活関連等施設の管理者に対し、安全確保の留意点を踏まえ、火災や地震などに関する既存のマニュアルを活用しつつ、資機材の整備、巡回の実施など武力攻撃やテロに対する安全確保対策について定めるよう要請します。この場合、安全確保対策の作成は、施設の管理者の自主的な判断に基づくことに留意します。

(4) 管理者に対する助言

県警察は、知事または生活関連等施設の管理者の求めに応じ、生活関連等施設の周辺状況、治安情勢などを考え合わせながら、必要があると認めるときは、安全確保措置の実施に関し必要な助言を行うこととします。

■第2節 市町村における備え

各市町村は、それぞれの市町村内に所在する生活関連等施設について、県との情報共有を図ることとします。

また、各市町村は、安全確保の留意点に基づき、市町村が自ら管理する生活関連等施設の安全確保対策の方針について定めることとします。

■第4章 研修や訓練の実施

県及び市町村の職員は、住民等の生命、身体及び財産を保護する責任を持っていることから、研修により国民保護措置等の実施に必要な知識を得るとともに、実践的な訓練により武力攻撃やテロへの対処能力の向上に努めることが必要です。

このため、県や市町村における研修や訓練の方法に関する必要な事項について、次のとおり定めます。

■第1節 研修の実施

1 国の研修機関の活用

県及び市町村は、危機管理を担当する専門職員を育成するため、自治大学校や消防大学校などの研修機関の研修課程を有効に活用し、各職員の資質能力の向上に努めることとします。

2 県の研修機関の活用

県及び市町村は、県自治研修センターや県消防学校を活用し、各職員の国民保護法制に関する研修の機会の確保に努めるとともに、消防団員に対して国民保護措置等に関する研修を行うよう努めることとします。

なお、研修の実施にあたっては、危機管理に関する知識を持っている人材の活用に努めることとします。

■第2節 訓練の実施

1 県における訓練の実施

防災訓練と連携しながら、国民保護措置等についての訓練を実施し、武力攻撃やテロに伴う災害への対処能力の向上を図ります。

訓練の実施にあたっては、具体的な事態を想定し、国、県警察、市町村、消防機関、自衛隊などとの連携による、N B C R 攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努めます。

2 訓練にあたっての留意事項

(1) 国民保護措置等と防災上の措置との間で応用が可能な項目については、相互の連携に努めます。

- (2) 住民等に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に努めるとともに、訓練の開始時期、場所などは、住民等の参加が容易となるよう配慮します。
- (3) 訓練実施後における検証結果に基づいて、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業などに反映させます。
- (4) 県警察は、道路管理者と調整して、必要に応じ区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の通行を制限することとします。

■第5章 国民保護に関する啓発

武力攻撃やテロに伴う被害を最小限にするためには、県民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃やテロが発生した場合に、冷静かつ適切に行動するための知識を持つことが重要です。

このため、国民保護の意義や仕組み、武力攻撃やテロが発生した場合の県民がとるべき行動に関する啓発活動などについて、次のとおり定めます。

■第1節 国民保護措置等に関する啓発

1 基本的考え方

県及び市町村は、国と連携して県民に対し、国民保護措置等の重要性について幅広い啓発に努めることとします。

なお、啓発の実施にあたっては、防災に関する啓発と連携し、消防団や自主防災組織を活用しながら、地域住民等への啓発に努めることとします。

2 学校における教育

県及び市町村の教育委員会は、文部科学省の協力を得て、児童生徒などの安全の確保及び災害対応能力育成のため、公立学校において、安全教育や自他の命を尊重する精神、ボランティア精神を養成するための教育を実施することとします。

また、私立学校に対しても、同様の安全教育や自他の命を尊重する精神、ボランティア精神を養成するための教育が行われるよう要請します。

第3編 武力攻撃やテロへの対処

■ 第1章 初動体制の速やかな確立

県内において多数の死傷者が発生したり、建物などが破壊されるような緊急事態が発生した場合、関係機関からの情報を速やかに収集・分析して、その被害の状況に応じた応急活動を行っていくことが、住民等の生命、身体及び財産の保護のために極めて重要です。

このため、緊急事態に対応した県の初動体制について、次のとおり定めます。

■ 第1節 緊急事態初動体制の確立

1 緊急事態発生時の初動体制

(1) 群馬県危機対策本部の設置

県内で緊急事態が発生した場合、その原因が明らかになるまでの間は、被害の状況に応じて危機管理大綱に基づき設置される群馬県危機対策本部（以下「県危機対策本部」といいます）により、被害者の救助、災害の拡大防止など、緊急事態発生時の初動措置を実施します。

(2) 県準備本部の設置

原因不明の緊急事態が武力攻撃やテロであることが明らかになった段階でも国の事態認定前や、事態認定後であっても群馬県に対して本部設置指定が届くまでの間は、県準備本部を設置して、情報収集などを実施します。

県準備本部を設置したときは、下記の機関に対して連絡し、国民保護措置等の実施に備えます。（県警察本部長においては、警察庁へ連絡します。）

ア 県内市町村長

イ 陸上自衛隊第1・2旅団司令部又は東部方面総監部

ウ 航空自衛隊中部航空方面隊

エ 海上自衛隊横須賀地方総監部

オ 県警察本部

カ 指定行政機関

- キ 指定地方行政機関
- ク 指定公共機関
- ケ 指定地方公共機関
- コ その他の公共的団体

県準備本部は、県警察、消防機関、自衛隊などの関係機関を通じて武力攻撃やテロによって発生した災害に関する情報収集に努め、国、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関などの関係機関に対して速やかに情報提供を行います。

なお、県準備本部では、消防法、警察官職務執行法、災害対策基本法などに基づいて実施される避難の指示、警戒区域の設定、救急救助などの応急措置についての情報を収集・分析し、被害の最小化を図ります。

さらに、事態認定後においては、退避の指示や警戒区域の設定など、状況に応じて国民保護措置等を行うとともに、必要に応じて、本部設置指定を国に要請します。

また、緊急事態に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、国の関係機関や他の都道府県に対し支援を要請します。

(3) 県対策本部への移行

当初原因が不明であった緊急事態が、武力攻撃やテロとして国において事態認定され、県対策本部の設置指定が閣議決定に基づき通知された場合は、直ちに県対策本部へ移行し、災害対策基本法に基づいて講じられた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく措置を実施するなど必要な調整を行います。

■第2節 市町村における初動連絡体制と初動措置

1 市町村などによる報告

市町村や消防機関は、緊急事態が発生した場合、引き続き即報要領に基づき、県及び総務省消防庁に速やかに報告することとします。

2 市町村における初動措置

各市町村は、それぞれの市町村内において発生した緊急事態に対し、県に準じた初動措置をとることとします。

なお、市町村において、事態認定前に設置された初動措置のための組織は、国において事態認定が行われ、市町村国民保護対策本部又は市町村緊急対処事態対策本部（以下「市町村対策本部」といいます。）を設置すべき通知があった場合は、直ちに市町村対策本部に移行することとします。

市町村対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく初動措置が講じられている場合には、国民保護措置等への移行にあたり必要な調整を行うこととします。

■第2章 県対策本部の設置等

国が武力攻撃やテロの事態認定を行い、閣議の決定を経て群馬県に対して県対策本部の設置の指定が通知された場合、速やかに県対策本部を設置して国民保護措置等を実施しなければなりません。

このため、県対策本部を設置する場合の手順や県対策本部の組織・機能などについて次のとおり定めます。

■第1節 県対策本部の設置

1 県対策本部を設置する場合

(1) 県対策本部の設置

国から県対策本部の設置について指定を受けた場合、直ちに県対策本部を設置します。

なお、県危機対策本部又は県準備本部を設置していた場合は、直ちに県対策本部に切り替えます。

(2) 県対策本部員及び全職員の参集

県対策本部員^{*16}に対しては、防災情報システム（職員招集機能）などにより県対策本部に参集するよう連絡し、全職員に対しては、県防災計画に定める所属連絡網により、勤務地に参集するよう連絡します。

(3) 参集時の職員の留意事項

参集時に職員は、下記事項に留意します。

ア 登庁時の安全確保を図る。

イ 登庁経路における被害の状況を県対策本部へ正確に情報提供できるよう努める。

ウ 勤務地へ行けない場合は、最寄りの県行政機関に登庁する。

*16 県対策本部員・・・国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例に規定された、本部長を含む構成員。

(4) 県対策本部の開設

県対策本部職員である担当所属職員は、災害対策本部室（県庁7階）に県対策本部を開設するとともに、県対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置など必要な準備を開始します。特に、関係機関と相互に用いる通信手段の確保に努めます。

県対策本部を設置したときは、直ちに指定地方公共機関に通知するとともに、県議会に県対策本部を設置した旨を連絡します。

(5) 交代要員等の確保

武力攻撃やテロが長期化することに備え、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料などの備蓄、自家発電設備及び仮眠設備などの確保に努めます。

(6) 県対策本部の代替機能の確保

県対策本部が被災するなど、県対策本部を県庁内に設置できない場合に備え、武力攻撃やテロの発生地域を見極め、最も適切で安全と判断される県合同庁舎などにおいてその業務を担うこととします。

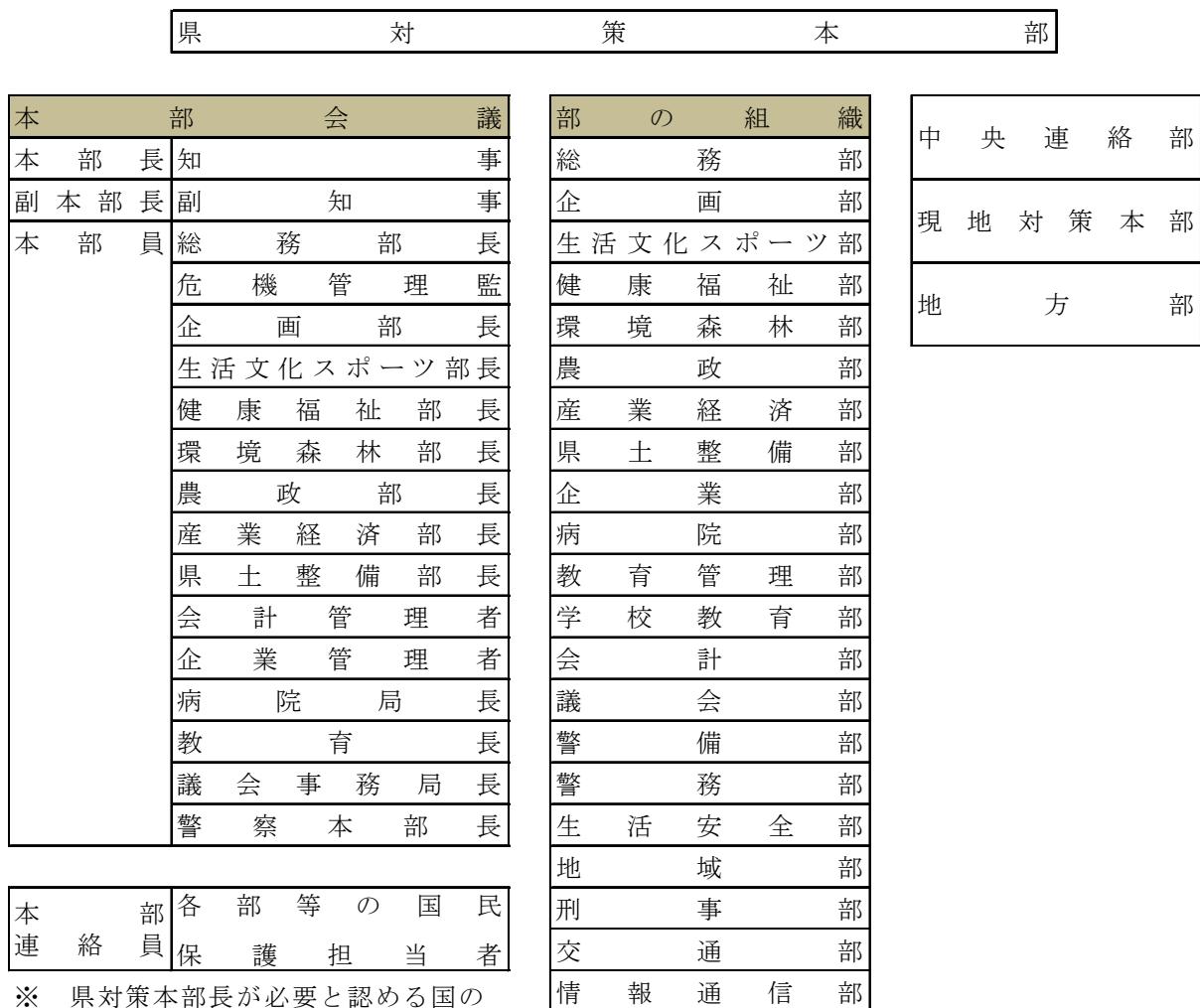
2 県対策本部を設置すべき県及び市町村の指定の要請

国から県対策本部の設置指定が行われていない場合においても、県内において国民保護措置等を総合的に推進する必要があると認める場合には、総務省消防庁を経由して内閣総理大臣に対し、県対策本部の設置指定を行うよう要請します。

また、県内の市町村から、市町村対策本部を設置すべき市町村指定を行うよう要請があった場合も、同様に対応します。

■第2節 県対策本部の組織

【県対策本部の組織図】



※ 県対策本部長が必要と認める国の職員その他当該県の職員以外の者

※ 県対策本部長の求めに応じて、防衛大臣が指定した職員

○ 各部に部連絡員をおく。

1 県対策本部における広報

武力攻撃やテロの発生時、情報の錯綜などによる混乱を防ぐために、住民等に正確かつ適時適切な情報提供や行政相談を行うため、次のとおり県対策本部内に広報広聴体制を整備します。

- (1) 広報を一元的に行う広報責任者の設置
- (2) 広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設
- (3) インターネットホームページなどの様々な広報手段を活用した情報提供体制の整備

2 県現地対策本部の設置

避難住民等が数多く発生した地域において、市町村対策本部や指定地方公共機関との連絡調整をきめ細かく行う必要がある場合や県対策本部の事務の一部を行うため必要があると認めるときは、「群馬県国民保護現地対策本部」又は「群馬県緊急対処事態現地対策本部」（以下「県現地対策本部」といいます。）を設置します。

県現地対策本部長や県現地対策本部員などは、県対策本部副本部長、県対策本部員、県対策本部職員のうちから県対策本部長が指名する者をもって充てます。

3 県対策本部長の権限

県対策本部長は、県内における国民保護措置等を総合的に推進するため、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置等の速やかで適切な実施に努めます。

（1）県内の国民保護措置等に関する総合調整

県対策本部長は、県内における国民保護措置等を速やかで適切に実施するため必要があると認めるときは、県や関係市町村、関係指定公共機関、指定地方公共機関が実施する国民保護措置等の総合調整を行います。

また、市町村対策本部長から総合調整の実施を要請された場合において、必要があると認める場合も、所要の総合調整を行います。

なお、総合調整にあたっては、国民保護法の規定の範囲内で行うものとし、市町村や指定公共機関、指定地方公共機関の自主性及び自律性に配慮します。

（2）国の対策本部長に対する総合調整の要請

県対策本部長は、必要があると認めるときは、国の機関が実施する国民保護措置等に関して所要の総合調整を行うよう国の対策本部長に要請します。

この場合において、県対策本部長は、総務省消防庁を窓口として要請することとし、総合調整を要請する理由、総合調整に關係する機関など、要請の趣旨を明らかにします。

（3）職員派遣の要請

県対策本部長は、国民保護措置等の実施に関し、指定行政機関又は指定公共機関と協力する必要があると認めるときは、それぞれの要請の窓口となっている機関の長に対して、職員を県対策本部連絡員^{*17}として派遣するよう求めます。

*17 県対策本部連絡員・・・関係機関から必要な情報を得たり、連絡調整を行う自衛隊や指定地方行政機関の職員。

また、防衛大臣に対しても、防衛省職員を県対策本部連絡員として県対策本部会議に出席するよう求めます。

(4) 情報提供の要請

県対策本部長は、県内における国民保護措置等の実施に関し、総合調整を行うために必要があると認めるときは、国に対し必要な情報の提供を要請します。この場合において、総務省消防庁を窓口とします。

(5) 国民保護措置等に係る実施状況の報告又は資料提出の要請

県対策本部長が総合調整を行うとき、必要があると認める場合は、関係機関に対し、県内において実施している国民保護措置等の状況について、報告又は資料の提出を求めます。

(6) 県警察及び県教育委員会に対する措置の実施の求め

県対策本部長は、必要があると認めるときは、県警察及び県教育委員会に対し、県内において適切な国民保護措置等を実施するよう要請します。この場合、措置の実施を要請する理由や措置の内容など、その求めの趣旨を明らかにします。

4 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

携帯電話、衛星携帯電話、移動系防災行政無線などの移動系通信回線又はインターネット、LGWAN^{*18}、地域衛星通信ネットワーク、地上系防災行政無線などの固定系通信回線を活用して、住民等が避難している地域との間で情報通信手段を確保します。

(2) 情報通信手段の機能確認

常に情報通信手段の機能確認を行い、情報通信に支障が生じた場合は、職員を直ちに現場に派遣し応急復旧作業を行うとともに、直ちに総務省にその状況を連絡します。

*18 LGWAN・・・総合行政ネットワークの略。地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続し、高度情報流通を可能とする通信ネットワークとして整備された行政専用のネットワーク。政府共通ネットワークとの接続により国の各府省との間の情報交換も行える。

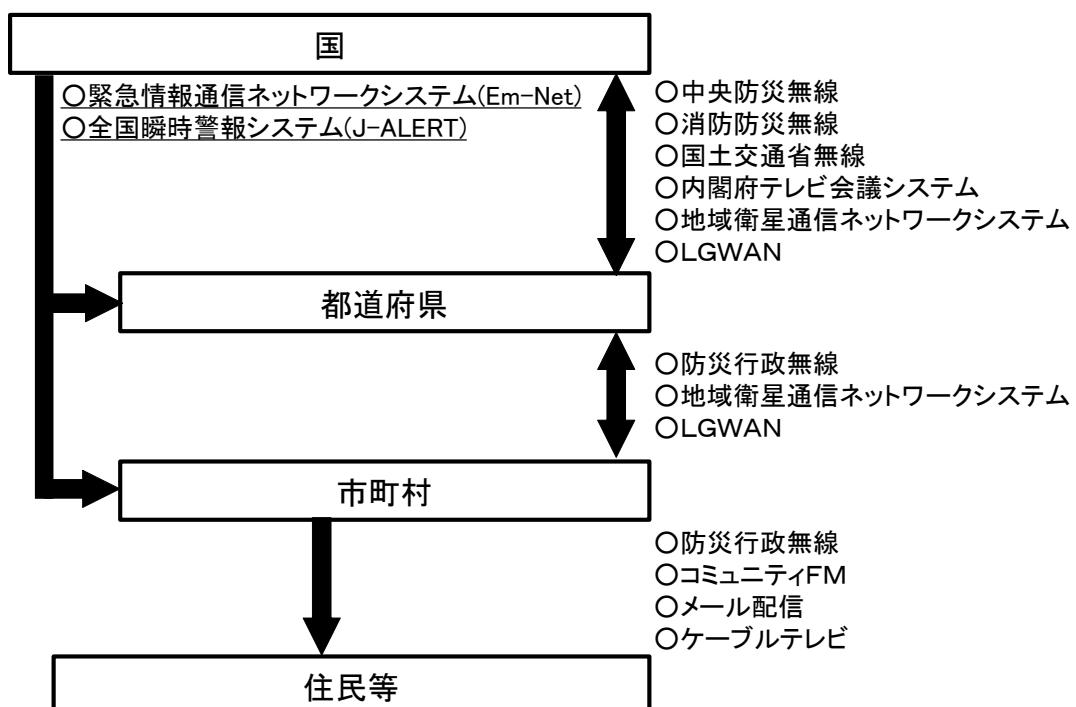
(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

武力攻撃やテロの発生に伴い、無線交信の混雑により生じる混信などの対策のため、必要に応じて、通信を指揮する職員を避難先地域などに配置し、県が管理する無線局などの通信統制を行うなど、正常な無線交信ができるための措置を実施するよう努めます。

(4) 市町村における通信の確保

市町村は、県の対応に準じ、通信の確保に努めることとします。

【国と地方公共団体を結ぶ主な情報通信網】



■第3節 県対策本部の廃止

1 県対策本部の廃止

国から県対策本部設置の解除通知を受けたときは、遅滞なく、県対策本部を廃止します。

■第4節 現地調整所の設置

1 現地調整所の活動等

(1) 現地調整所の性格

現地調整所とは、現地関係機関^{*19}が限られた時間の中で集中して行う必要がある措置について、それぞれの役割の範囲内で活動内容の調整や情報共有を行うために、個々の現場に設けるものです。

(2) 現地調整所の設置

ア 県及び市町村は、国民保護措置等が実施される現場において、現地関係機関の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現場で活動する関係機関が連絡調整を図る場（以下「現地調整所」といいます。）を速やかに設置（または現地関係機関により現地調整所が設置されている場合は、職員を派遣）することとします。

イ 現地調整所は、武力攻撃・テロ災害の規模、影響を受ける区域の範囲等を考え合わせ、適時適切に対処できる県又は市町村により設置することとします。

ウ 現地調整所は、各現地関係機関の現場における活動を行う上で都合のよい場所に設置することとします。県及び市町村は、現場活動との一体性、現地関係機関の利便性、安全性等を考慮して、現地調整所の設置場所を決定することとします。

また、現地調整所には、現場で活動する職員がわかりやすいように、現地調整所の表示を掲げることとします。

(3) 現地調整所の活動

ア 現地調整所の運営

現地調整所の運営は、原則として現地調整所を設置した県及び市町村の職員が、他の現地関係機関と協力して行うこととします。現地関係機関の各代表者は、活動内容の確認など及び情報の共有を行うために、隨時参集し、協議を行うこととします。

*19 現地関係機関・・・都道府県、市町村、消防機関、警察機関、自衛隊、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関。

イ 活動内容に関する確認等

現地調整所に派遣された現地関係機関の各代表者は、各機関の機能や能力（人員、装備等）に応じて効果的な活動が行われるよう、活動内容の確認及び調整を行うこととします。

確認及び調整を行う活動の例としては、以下のものが考えられます。

- ・ 避難住民等の誘導
- ・ 消防活動
- ・ 被災者の救援（医療の提供、被災者の捜索及び救出等）
- ・ 汚染原因物質の除去又は除染
- ・ 警戒区域の設定、交通の規制
- ・ 応急の復旧
- ・ 広報

ウ 情報共有

各現地関係機関は、現地調整所を構成する他の機関に対して、適時適切に情報を提供することとします。特に、住民等及び現地関係機関の職員の生命又は身体の安全確保に関する情報については、できる限り速やかに共有することとします。各現地関係機関は、現地調整所を通じて入手した最新の情報を、所属する機関の職員に速やかに伝達するとともに、その保全に努めることとします。

現地調整所において共有する情報の例としては、以下のものが考えられます。

(ア) 現地関係機関の活動に関する情報

- ・ 現地関係機関の部隊等の編成状況（人員数等）
- ・ 現地関係機関の活動状況（作業の進捗状況等）

(イ) 武力攻撃・テロ災害に関する情報

- ・ 攻撃による被害の状況（火災の状況等）
- ・ 交通に関する情報（道路、線路、橋等の破損状況、交通規制の状況等）
- ・ 二次災害の状況（危険性に係る情報を含む）
- ・ 有害物質の有無や大気中の放射線の線量又は放射性物質の放射能濃度

(ウ) 住民等に関する情報

- ・ 被災者の数、負傷者等の状況
- ・ 住民等の避難状況、避難施設の状況
- ・ 住民等の安否に関する情報

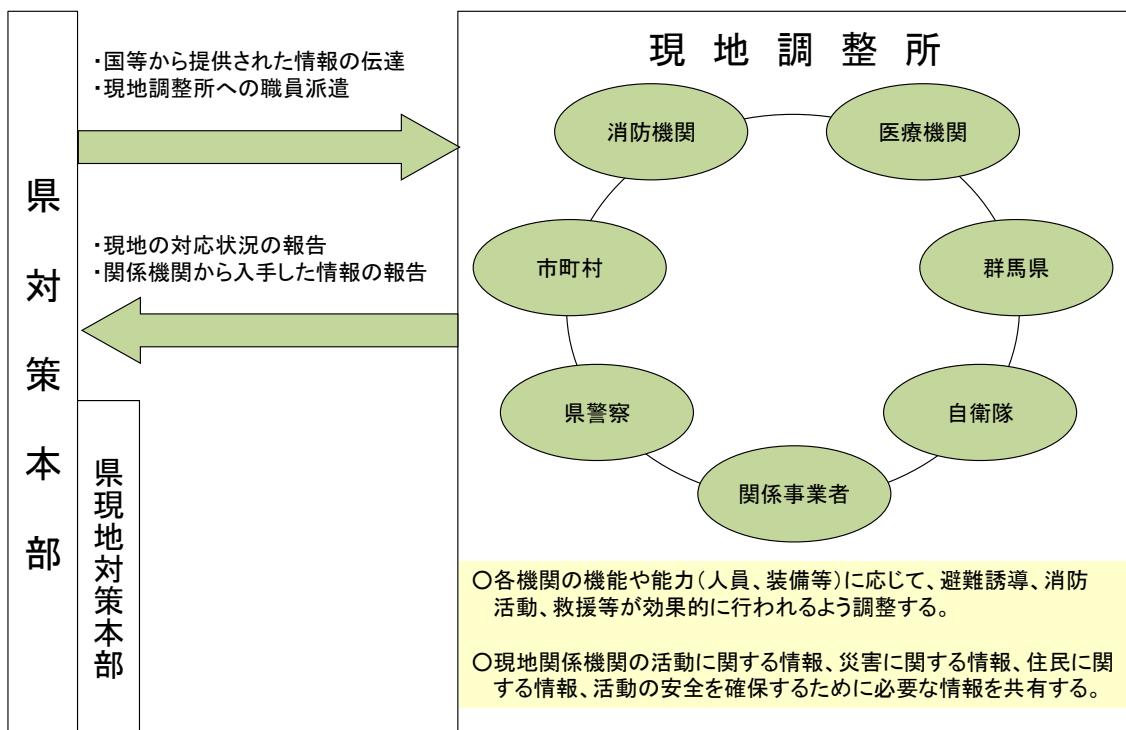
(エ) 活動の安全を確保するために必要な情報

- ・ 現地で活動する職員や住民等の安全に係る事態の展開等

2 各対策本部と現地調整所との連携

県対策本部及び市町村対策本部（現地対策本部を含みます。）は、収集した情報を現地調整所に伝達することとし、現地調整所は、現地の活動内容等を県対策本部及び市町村対策本部に対して報告することとします。この際、それぞれの伝達及び報告は速やかに行い、国民保護措置等が円滑に行われるよう努めることとします。

【現地調整所の組織編成図】



■ 第3章 関係機関相互の連携

国民保護措置等を速やかで適切に実施するためには、国、他の都道府県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関など関係機関が相互に連携し、密接な関係のもとで協力し合うことが重要です。

このため、各関係機関と県との連携を円滑に進めるために必要な事項について、次のとおり定めます。

■ 第1節 関係機関との連携と派遣要請等

1 国の対策本部との連携

(1) 国の対策本部との連携

総務省消防庁を窓口として国の対策本部と密接な連携に努め、各種の調整や情報共有などを行います。

(2) 国の現地対策本部との連携

国の現地対策本部が県内に設置された場合は、県職員を国の現地対策本部との連絡員として派遣することにより、緊密な連携に努めます。また、国の現地対策本部と群馬県及び関係市町村等による合同対策協議会が開催される場合には、国民保護措置に関する情報交換と国民保護措置に係る相互協力に努めます。

2 指定行政機関又は指定地方行政機関への措置要請

(1) 指定行政機関又は指定地方行政機関への措置要請

県内において、国民保護措置等を速やかで適切に実施するため、必要と認める場合は、指定行政機関又は指定地方行政機関に対し、その業務に関する国民保護措置等の実施を要請します。この場合、要請する理由や活動内容をできる限り具体的に明らかにして要請します。

(2) 市町村からの措置要請

市町村から指定行政機関又は指定地方行政機関への措置要請を受けたときは、その要請の趣旨を考え合わせ、該当する機関への要請を行うなど適切に対応します。

3 指定公共機関及び指定地方公共機関への措置要請

国民保護措置等を速やかに適切に実施するため、関係する指定公共機関や指定地方公共機関に対し、それぞれの業務に関する国民保護措置等の実施を要請します。この場合、その機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容をできる限り具体的に明らかにして要請します。

4 自衛隊の部隊等の派遣要請

(1) 自衛隊の派遣要請

ア 国民保護等派遣

国民保護措置等を円滑に実施するため必要があると認めるときは、防衛大臣に対し自衛隊の部隊などの派遣（国民保護等派遣）を要請します。

要請を行う場合には、次の事項を明らかにして、文書で要請します。ただし、事態が急迫して文書による要請ができない場合には、口頭又は電話その他の通信手段により行います。

- (ア) 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由
- (イ) 派遣を希望する期間
- (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (エ) その他参考となる事項

なお、自衛隊の主たる任務は、我が国に対する侵略の排除であることから、任務に支障が生じない範囲で国民保護措置等を実施するものである点に留意します。

イ 想定される自衛隊による国民保護措置等の内容

- (ア) 住民等の避難に関すること（避難住民等の誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等）
- (イ) 避難住民等の救援に関すること（食品の給与、飲料水の供給、医療の提供等）
- (ウ) 武力攻撃やテロに伴う災害への対処に関するこ（被災状況の把握、人命救助活動、N B C 弾頭及びB C R 兵器による汚染対処等）
- (エ) 武力攻撃やテロに伴う災害の復旧に関するこ（危険な瓦礫の除去、施設設備の応急復旧、汚染の除去等）

(2) 市町村からの自衛隊の部隊等の派遣要請

市町村から、その市町村の区域に係る国民保護措置等を円滑に実施するため、特に必要があるとして、自衛隊の部隊等の派遣の要請を受けたときは、その必要性を総合的に考え合わせ、防衛大臣に対し自衛隊の部隊などの派遣を要請します。

なお、市町村は、通信の不通により県に連絡が取れない場合は、直接、防衛大臣に連絡ができることとします。この場合において、実務上の連絡先に

については、日頃から市町村と自衛隊が調整し、確認しておくこととします。

(3) 自衛隊の部隊等との意思疎通

自衛隊法に基づき出動した自衛隊の部隊等（防衛出動及び治安出動）^{*20}についても、県対策本部及び現地調整所に連絡員として派遣されている防衛省職員を通じ、緊密な意思疎通に努めます。

5 指定行政機関などに対する職員の派遣要請及び県職員の派遣

(1) 指定行政機関などの職員派遣の要請

国民保護措置等の実施のため必要があると認めるときは、指定行政機関や指定地方行政機関、特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人）に対し、職員の派遣を要請します。

また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対しても職員の派遣を求めます。

(2) 総務大臣に対するあっせん要請

指定行政機関など職員の派遣要請を行っても国民保護措置等に必要な職員の確保ができない場合は、総務大臣に対しあっせんを求めます。

(3) 市町村への県職員の派遣

市町村から、その市町村の区域に係る国民保護措置等を円滑に実施するため県職員の派遣の要請を受けたときは、その必要性を総合的に考え合わせ、業務の実施に著しい支障のない限り、適任と認める県職員を派遣します。

(4) 委員会等が要請する国家公務員の派遣に関する知事協議

県の委員会及び委員は、職員の派遣を要請し、又はあっせんを求めようとするときは、あらかじめ知事に協議することとします。

(5) 市町村への他の市町村職員のあっせん

市町村から他の市町村職員の派遣についてのあっせんの要請があったときは、派遣が必要となる職種や派遣の必要性などを総合的に考え合わせ、あっせんを行います。

*20 防衛出動・・・国会の承認のもと、外部からの武力攻撃及びそのおそれがある場合に、内閣総理大臣の命令により自衛隊が防衛のために出動すること。

治安出動・・・内閣総理大臣の命令により、治安維持のために自衛隊が出動すること。

6 他の都道府県に対する応援要請及び事務の委託

(1) 都道府県間の応援

- ア 国民保護措置等を実施するうえで必要があると認めるときは、他の都道府県に対して応援を求めることがあります。この場合、応援を求める理由や活動内容などを具体的に示します。
- イ 他の都道府県に対し応援を求めた場合、又は求めに応じて応援を実施する場合には、その内容を総務省消防庁を通じて国の対策本部に連絡します。ただし、県公安委員会が警察法第60条の規定に基づき、警察庁又は他の都道府県警察に対して援助の要求をしようとするときは、警察庁に連絡することとします。

(2) 事務の一部の委託

- ア 国民保護措置等の実施にあたり、県の事務の一部を他の都道府県に委託するときは、以下の事項を明らかにして委託を行います。
- (ア) 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- (イ) 委託事務に要する経費の支弁の方法、その他必要な事項
- (ウ) (ア)及び(イ)に掲げるもののほか、委託事務に関し必要な事項
- イ 他の都道府県に対して事務の委託を行った場合は、委託事項を公示するとともに、総務省消防庁を経由して総務大臣に届け出ます。
- ウ 事務の委託を行った場合は、その内容を速やかに県議会に報告します。

■第2節 県が行う応援

1 他の都道府県に対して行う応援及び事務の委託

(1) 他の都道府県に対する応援

他の都道府県から応援を要請されたときは、応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置等と競合するなど、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行います。

(2) 県の事務の受託手続

他の都道府県から国民保護措置等に係る事務の委託を受けた場合、受託する事項を公示するとともに県議会に報告し、総務省消防庁を経由して総務大臣に届け出ます。

2 市町村に対して行う応援及び事務の代行

(1) 市町村に対する応援

市町村から国民保護措置等の実施に関し応援を求められたときは、応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置等と競合するなど、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行います。

(2) 市町村事務の代行

市町村がその全部又は大部分の事務を実施することができなくなったときは、日頃からの調整を踏まえ、その市町村が実施すべき国民保護措置等の全部又は一部を県が代わって実施します。

また、市町村が実施すべき国民保護措置等の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示します。

3 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援

指定公共機関又は指定地方公共機関が行う国民保護措置等の実施に関し、労務や施設、設備、物資の確保についての応援を求められたときは、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置等と競合するなど、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行います。

■第3節 住民への協力要請

1 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織に対する支援

自主防災組織が警報の伝達、避難住民等の誘導の実施などに関して協力を申し出た場合、適切な情報の提供や活動に対する資材の提供など、必要な支援を行います。

(2) ボランティア団体に対する支援

ア 受入窓口の開設

県防災計画と同様に、県及び市町村は、ボランティア関係団体と相互に連絡調整を図ったうえ、ボランティアの受入窓口を開設することとします。

なお、「群馬県災害時救援ボランティア連絡会議」を通じてボランティア受け入れに関する連絡調整を行います。

イ ボランティアの受け入れ

県及び市町村は、ボランティア関係団体と連携し、各避難所などのボランティニアーズ（種類、人数等）を把握し、相互に連絡調整を図ったうえ、ボランティアの受け入れができる体制の整備に努めることとします。

ウ ボランティア活動への対応

- (ア) ボランティア関係団体からの申し出があった場合でも、活動の安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃やテロの発生状況を踏まえ、ボランティア活動の適否を判断します。
- (イ) 安全の確保が十分であると判断した場合には、次の事項に留意しながら市町村及びボランティア関係団体と相互に協力し、その技能の効果的な活用ができるように努めます。
- a 被災地又は避難先地域における要望や活動状況の把握
 - b ボランティアへの情報提供
 - c ボランティアの生活環境への配慮
 - d 避難所等に臨時に設置されるボランティアセンターにおけるボランティアの登録・派遣調整など、受入体制の確保

(3) 民間からの救援物資の受け入れ

国民や企業などから救援物資を受け入れる場合は、受け入れ希望リストを把握するとともにこれを公表し、救援物資の受け入れや仕分け、避難所への配達などを実施する体制を整備します。

なお、群馬県が被災地又は避難先地域に該当しない場合は、他の都道府県に対する支援として、救援物資に関する問い合わせ窓口を設けます。

2 住民等への協力要請

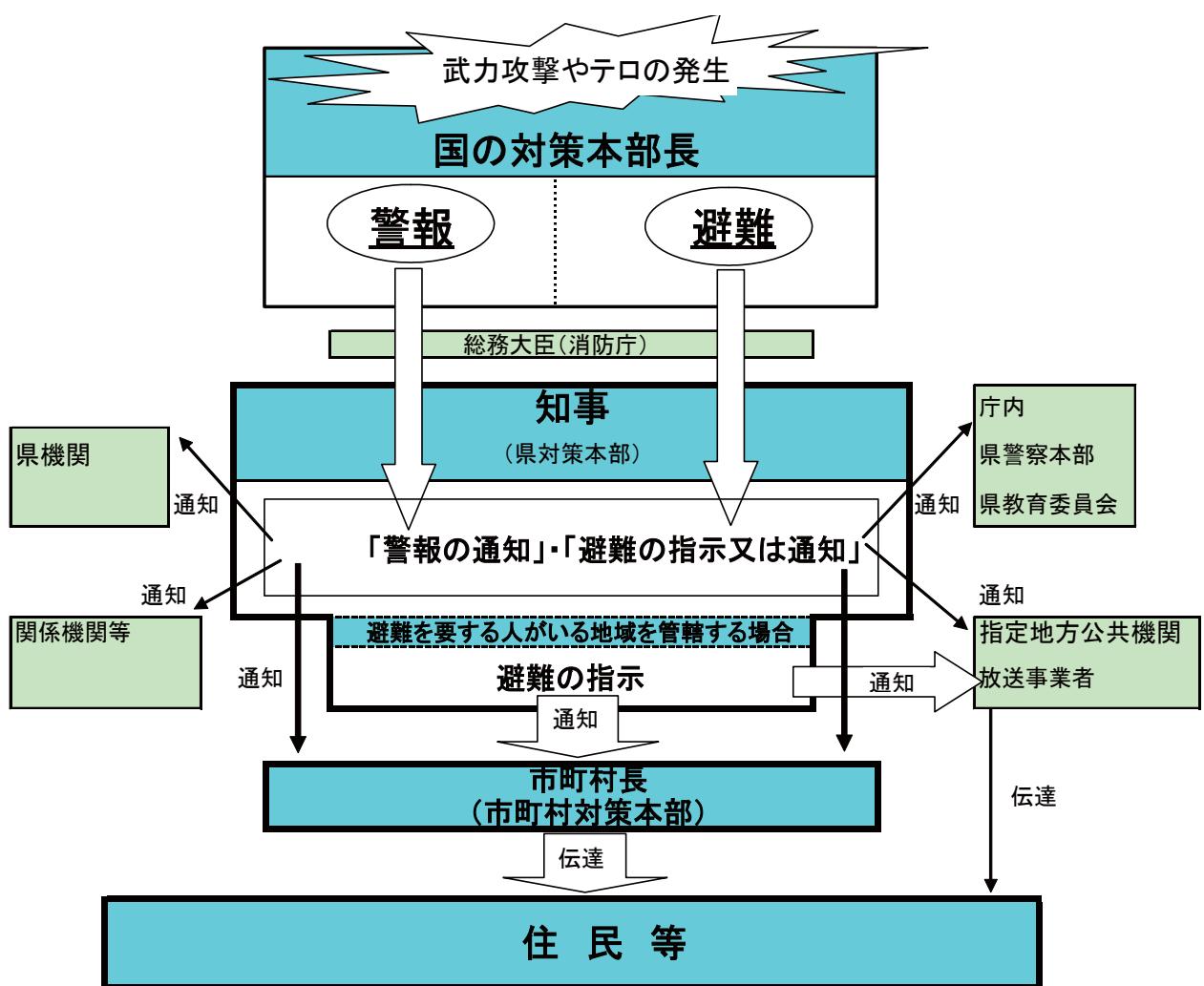
国民保護措置等を実施するため、住民等の援助が必要であると認めるときは、住民等に対し、次の事項についての協力を要請します。この場合、要請を受けて協力する住民等の安全について十分に配慮します。

- ア 避難住民等の誘導
- イ 避難住民等の救援
- ウ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他災害対処に関する措置
- エ 住民等の健康の保持又は環境衛生の確保

■第4章 警報や避難の指示

武力攻撃やテロが発生した場合において、住民等の注意を喚起して避難の準備を促すため、国から警報が一斉に発令されます。また、武力攻撃やテロの状況を把握し、特定地域の住民等の避難が必要であると判断した場合は、避難措置の指示が国から通知されます。

このため、速やかで適切な警報の伝達や避難措置にあたっての対応について、次のとおり定めます。



■第1節 警報の通知及び伝達

1 警報の通知

国が発令した警報が総務省消防庁経由で通知された場合には、直ちに、その内容を市町村、県の各機関、放送事業者である指定地方公共機関などに通知及び伝達します。

なお、「武力攻撃やテロが迫り、又は現に武力攻撃やテロが発生したと認められる地域」に該当する市町村については、特に優先して通知するとともに、その受信確認を行います。

2 警報の住民等への伝達

県は所有しているあらゆる広報媒体を活用して、広く住民等に対し、速やかな警報の伝達に努めます。

3 放送事業者である指定地方公共機関による警報の放送

- (1) テレビやラジオの放送媒体には、速報性や高い伝達能力があることから、放送事業者である指定地方公共機関に対し、速やかに警報の内容を通知します。
- (2) 放送事業者である指定地方公共機関は、その警報の通知を受けたときは、自らが国民保護業務計画で定めているところにより、警報の内容を速やかに放送することとします。

4 市町村による警報伝達

- (1) 市町村は、県から警報の通知を受けたときは、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民等や関係のある公私の団体（自治会等市町村の実情に応じて定めておくもの）に伝達することとします。
- (2) 市町村は、県との役割分担に応じ県が日頃から情報収集した大規模集客等施設に警報を伝達することとします。
- (3) 警報の伝達方法については、当面の間は、現在市町村が保有する伝達手段に基づき、原則として次の要領により行うこととします。

ア 「武力攻撃やテロが迫り、又は現に武力攻撃やテロが発生したと認められる地域」にその市町村が含まれる場合は、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して、住民等に注意を喚起した後、武力攻撃やテロの事態認定に伴い、警報が発令されたことをアナウンスすることとします。

イ 「武力攻撃やテロが迫り、又は現に武力攻撃やテロが発生したと認められる地域」にその市町村が含まれない場合は、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載などによる手段により、周知を図ることとします。

しかしながら、市町村が特に必要と認める場合には、サイレンを使用することは妨げないこととします。

(4) 市町村の警報の伝達には、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会などへの協力依頼など、防災行政無線による伝達以外の効果的な方法も検討することとします。

(5) 市町村長は、その職員並びに消防長や消防団長を指揮し、あるいは自主防災組織などの自発的な協力を得ることなどにより、各世帯に警報の内容を速やかに伝達できるよう、体制を整えておくこととします。この場合、高齢者、障害者、外国人などに対する伝達に特に配慮することとします。

(6) 県警察は、市町村と協力して、交番、駐在所、パトカーなどに勤務する職員が拡声器を活用するなどして、警報の内容が住民等に速やかにかつ適切に伝達されるよう努めることとします。

5 警報の解除

警報の解除が総務省消防庁から通知された場合には、警報の発令時と同様に市町村や県の機関、放送事業者である指定地方公共機関などに通知及び伝達します。

なお、市町村が警報の解除を伝達する場合は、原則として、サイレンは使用しないこととします。

■第2節 緊急通報の発令及び伝達

1 緊急通報の発令

(1) 国が警報を発令した後、武力攻撃やテロによって災害（火災や有毒ガスの流出など）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、その災害によって住民等の生命、身体及び財産に危害が及ぶと認めるときは、速

やかに緊急通報を発令します。

特に、ゲリラや特殊部隊による攻撃やテロ集団によるテロが発生した場合は、現場からの情報に応じ、速やかに緊急通報の発令を行います。

なお、緊急通報は国が警報を発令していない状況でも、事態認定が行われていれば発令できることに留意します。

- (2) 緊急通報を発令するときは、県警察、消防機関からの情報により、状況を正確に把握するとともに、適時適切な発令により住民等の混乱を未然に防止するよう努めます。

2 緊急通報の内容

緊急通報の内容は、一刻も早く災害状況を住民等に周知し、被害を未然に防止する観点から必要最小限のものとし、明確かつ簡単なものとします。

【緊急通報（例）】

群馬県〇〇郡〇〇村山中において、武装した不審な2～3人組が潜んでいる模様。

- ・現在、警察・自衛隊など関係機関による調査が行われている。
- ・〇〇村付近の住民は、テレビ、ラジオのスイッチをつけて情報収集を行い、今後の行政の指示を待つこと。
- ・その他不審者に関する情報があれば027-〇〇〇-〇〇〇〇に電話すること。

3 緊急通報の通知方法

緊急通報の関係機関への通知方法については、原則として第3編第4章第1節の警報の通知及び伝達の方法と同様とします。この場合、警報の通知先に加え、県内に事業所がある指定公共機関にも通知します。

緊急通報の通知にあたっては、特定の地域において武力攻撃やテロによる災害の発生を予測した場合は、その地域が含まれる市町村に対して特に優先して通知するとともに、受信確認を行います。

緊急通報を発令した場合には、速やかに国の対策本部にその内容を報告します。

4 放送事業者である指定地方公共機関による緊急通報の放送

放送事業者である指定地方公共機関は、緊急通報の通知を受けたときは、自らが国民保護業務計画で定めているところにより、緊急通報の内容を速やかに放送することとします。

■第3節 避難の指示及び避難住民等の誘導

1 国からの避難措置の指示

総務省消防庁を経由して、国から避難に関する指示又は通知を受けた場合は、その内容を市町村、県の各機関、指定地方公共機関などに通知及び伝達します。

なお、住民等の避難が必要な地域や避難住民等を受け入れる地域に該当する市町村については、特に優先して通知するとともに、その受信確認を行います。

【国からの避難に関する通知の内容】

- ①住民等の避難が必要な地域（要避難地域）
- ②住民等の避難先となる地域（避難先地域。避難の経路となる地域を含む。）
- ③関係機関が講すべき措置の概要

2 県による住民等の避難の指示

国から避難に関する指示を受けた場合は、次のことを実施します。

(1) 住民等に対する避難の指示

住民等の避難が必要な地域を管轄する市町村を経由して、避難を必要とする地域の住民等に対して直ちに避難の指示を行います。

(2) 避難の指示に関する調整

避難の指示に際しては、日頃から準備した基礎的な資料を参考にしながら、県対策本部内に集められた情報をもとに、個別の避難元、避難先の割当、避難の時期、避難経路や輸送手段について総合的に判断して避難の指示を行います。

【避難指示にあたってのチェックリスト】

- ・要避難地域に該当する避難住民の把握
- ・避難のための輸送手段の調整
- ・避難経路や交通規制の調整
- ・マイカーの使用等に係る調整
- ・避難施設の状況の確認
- ・国による支援の確認
- ・市町村との役割分担の確認
- ・自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整

【避難の指示の内容（例）】

避難の指示

群馬県知事

○月○日○時現在

- 1 本県においては、○月○日○時に国の対策本部長から警報の通知を受けるとともに、○時に避難措置の指示があった。
- 2 本県における住民の避難は、次の方法により行うこと。
 - (1) A市AA地区の住民は、B市BB地区を避難先として、○日○時を目途に住民の避難を開始すること。(○○時間を目途に避難を完了)
 - ・輸送手段及び避難経路
 - 国道○○号によりバス(○○会社、○台確保の予定)
 - 駅より○○鉄道(○○行○両編成、○便予定)
 - ※ ○時から○時まで国道○○号は交通規制(一般車両通行禁止)
 - ※ 細部については、A市の避難実施要領による。
 - (2) A市BB地区の住民は、B市CC地区を避難先として、○日○時を目途に住民の避難を開始すること。(○○時間を目途に避難を完了)
 - ・輸送手段及び避難経路
 - 徒歩により、緊急にDD地区に移動の後、追って指示を待つ。
 - ・・・以下略・・・

(注) 避難の方法に大幅な変更が生じた場合には、この内容について修正を行い、改めて避難の指示を行う。

- ※ 関係機関が構すべき措置の概要は、避難措置の指示において明らかになることから、必要な範囲でその内容を記載。
- ※ マイカー避難を禁止する場合は、その旨を明記。

(3) 避難の指示に関する個別の留意事項

ア ゲリラや特殊部隊による攻撃

(ア) 国からの避難措置の指示が行われた場合には、直ちに住民等に避難の指示を行い、避難を必要とする地域からの避難を速やかに実施します。

しかし、移動の安全が確保されない場合については、身体への直接の被害を避けるために、屋内に一時的に避難させる旨の避難措置を指示します。

(イ) ゲリラによる急襲的な攻撃により、国からの避難措置の指示を待つ時間がない場合には、その攻撃が行われた現場における被害の状況を把握して、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定などを行い、危険な地域への住民等の立入禁止を徹底します。

(ウ) 避難住民等の誘導にあたっては、市町村と県警察、自衛隊の連携が図られるように広域的な調整を行うとともに、必要な支援を行います。

また、住民等の避難が円滑に行われるよう、県対策本部及び現地調整所の職員を通じて、具体的な避難経路や輸送手段について、関係機関と速やかに協議を行います。

【避難の指示の内容（例）】

- 本県においては、ゲリラによる急襲的な攻撃が・・・。
- A A地区の住民については、外出による移動には危険を伴うことから、市町村長による誘導の連絡があるまで、屋内へ一時的に避難すること。
- B B地区の住民については、市町村長による誘導に従い、C C地区へ避難すること。
避難手段は、徒歩や自転車などにより自力で避難することとし、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者については、バスなどにより避難すること。

イ 弹道ミサイルによる攻撃

- (ア) 弹道ミサイル攻撃に伴う警報の発令の場合には、当初は屋内避難が指示されることから、警報と同時に、住民等ができるだけ、近くのコンクリート造りなどの頑丈な施設や建築物の地階などに避難させます。なお、弾道ミサイル発射時に住民等が適切な行動をとることができるように、国（内閣官房、消防庁等）が作成する各種資料等を活用し、全国瞬時警報システム（J-ALET）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるものとします。
- (イ) 着弾直後は、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋外へ出ることは危険を伴うことから、屋内避難を継続するとともに、被害内容が判明後、国からの避難措置の指示の内容を踏まえ、他の安全な地域への避難を行うなど、状況に応じた指示を行います。

【避難の指示の内容（例）】

- 弾道ミサイル攻撃による警報の発令及び避難措置の指示があったので、住民は、速やかに、屋内（特に建物の中心部）に避難すること。
その際、できるだけ、近隣の頑丈な施設や建築物の地階などに避難すること。
- 次の避難措置の指示が行われるまで、当該屋内に留まとるとともに、テレビやラジオその他の手段により、情報の入手に努めること。
(特に、着弾後において、避難措置の指示がある場合)
- 要避難地域に該当するA市AA地区の住民は、次に避難の指示の解除があるまで、屋内に留まること。
弾頭の種類は、○○剤と考えられることから、・・・・。

ウ NBC弾頭やBCR兵器による攻撃

- (ア) NBC弾頭やBCR兵器による攻撃（以下「NBCR攻撃」といいます。）の場合の避難については、避難誘導する者に防護服を着用させるなど、安全を図るために措置を講じることや風下方向を避けて避難を行うことなどに留意して、避難の指示を行います。
- (イ) 避難の指示にあたっては、国からの攻撃の特性に応じた避難措置の指示を十分踏まえます。

(4) 避難の指示の通知及び伝達

避難の指示の関係機関への通知方法については、原則として第3編第4章第1節の警報の通知及び伝達の方法と同様とします。

この場合、警報の通知先に加え、県内に事業所がある指定公共機関にも通知します。

(5) 放送事業者である指定地方公共機関による避難の指示の放送

放送事業者である指定地方公共機関は、避難の指示の通知を受けたときは、自らの国民保護業務計画で定めるところにより、避難の指示の内容を速やかに放送することとします。

(6) 避難の指示の国の対策本部長への報告

市町村などに避難の指示を通知したときは、速やかに総務省消防庁を経由して、国の対策本部にその内容を報告します。

3 市町村による避難住民等の誘導

市町村は、県から避難の指示を受けたときは、市町村職員や消防職員、消防団員により避難住民等の誘導を行うこととします。

4 県の区域を越える住民等の避難の調整

県の区域を越えて住民等を避難させる必要があるときは、避難住民等を受け入れる地域を管轄する都道府県知事とあらかじめ次の事項について協議します。

ア 避難住民等の数、避難住民等の受入予定地域

イ 避難の方法（輸送手段、避難経路）

また、避難先の都道府県知事等が避難住民の輸送手段の確保等を行う場合、安全確保の責務の明確化等の観点から、原則として、要避難地域の都道府県知事等は、避難先の都道府県知事等に対し、国民保護法第13条に基づき、事務の委託を行うこととします。

なお、大規模な着上陸侵攻に伴う避難については、国が実質的な調整を図ることから、都道府県間の協議においては、個別の地域の避難住民等の割り当てなどに関する調整を図ります。

5 国の対策本部長（緊急対処事態においては政府。以下5及び第12章2において同じ。）による利用指針の調整

道路など特定公共施設等の利用にあたって、国民保護措置と武力攻撃を排除するために必要な自衛隊及び米軍の行動など（又は緊急対処保護措置と緊急対処事態における攻撃の予防、鎮圧その他の措置）に係る所要の措置が競合する場合には、国の対策本部長による利用指針の策定に係る調整が開始されるよう、総務省消防庁を経由して国の対策本部に連絡します。

なお、国の対策本部長からの意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）や情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、特定公共施設等の利用の必要性や緊急性などについて、県の意見や関連する情報を取りまとめておきます。

6 県による避難住民等の誘導の支援等

(1) 市町村の避難実施要領策定の支援

市町村から避難実施要領を策定するにあたって意見を求められた場合には、避難の指示の内容を基本とし、市町村が円滑な避難住民等の誘導が行えるよう、必要な意見を回答します。この場合において、県警察は、交通規制、避難経路などについて、避難住民等の効率的な運送や交通の混乱防止の観点から必要な意見を述べることとします。

(2) 市町村による避難誘導の状況の把握

市町村による避難住民等の誘導について、市町村からの報告、派遣した県職員や避難住民等の誘導を行う警察官などからの情報に基づき、避難実施要領に基づき適切に実施されているかなどの状況を把握します。

県警察は、避難実施要領に基づいて避難住民等の誘導が円滑に行われるよう交通規制や交通の混乱防止、車両・ヘリコプターによる情報収集など必要な措置を実施するほか、市町村からの要請に基づき避難住民等の誘導など所要の措置を実施することとします。

(3) 市町村が実施する避難措置に対する支援や補助

市町村が実施する避難住民等の誘導状況を把握したうえで、必要と判断する場合や市町村から要請があった場合、食料、飲料水、医療及び情報の提供を行うなど適切な支援を行います。

また、必要により現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行います。

特に、市町村が県域を越えて避難住民等の誘導を行う場合や市町村から要請があった場合には、現地に県職員を派遣して、避難先都道府県との調整にあたらせるなど、その役割に応じた避難住民等の誘導の補助やその他の措置を行います。

(4) 複数の市町村からの要請に対する調整

複数の市町村から警察官による避難住民等の誘導の要請が競合するなど、広域的観点から調整が必要であると判断した場合には、それらの優先順位を定めるなど、市町村の要請に係る所要の調整を行います。

また、市町村から県警察に連絡が取れない場合は、県から県警察に対して避難住民等の誘導を要請します。

(5) 市町村の避難誘導に対する指示

避難の指示の内容に照らして、市町村による避難住民等の誘導が適切に行

わかれていないと判断した場合は、市町村に対して円滑に誘導を行うよう指示します。この場合、指示に基づく必要な誘導が行われていないと判断したときは、市町村に通知したうえで、県職員を現場に派遣して避難住民等の誘導やその他の措置を実施させます。

(6) 国及び他の地方公共団体への支援要請

避難住民等に提供するための食料や医薬品の供給など、避難誘導を円滑に実施させるための支援を行うとともに、県のみでは適切な支援及び調整が行えないと判断した場合は、国や他の地方公共団体に支援を要請します。

(7) 内閣総理大臣のは正措置に係る対応

避難住民等の誘導に関する措置について、内閣総理大臣のは正措置が行われた場合は、市町村に対しては正の指示を行うとともに誘導の補助などを行い、円滑な避難措置の実施に努めます。

(8) 避難住民等の運送の求めに係る調整

市町村の区域を越えて避難住民等の運送が必要となる場合や、複数の市町村から運送事業者である指定地方公共機関に対して運送の求めが競合した場合には、広域的な視点からそれらの優先順位を定めるとともに、避難住民等の誘導が円滑に行われるよう、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、県自らが運送の求めを行います。

運送事業者である指定地方公共機関による避難住民等の運送が円滑に行われていない場合は、避難住民等の運送を円滑に行うべきことを該当機関に指示します。

また、運送事業者である指定公共機関が運送の求めに応じないときは、国に対してその状況を通知します。

なお、指示にあたっては、警報の内容に照らし、運送事業者の安全が確保されていることを確認するとともに、安全確保のため、その事業者に対して武力攻撃やテロに関する必要な情報の提供を行います。

(9) 指定地方公共機関による運送の実施

運送事業者である指定地方公共機関は、県又は市町村から避難住民等の運送の求めがあったときは、正当な理由がない限り、その要請に応じることとします。

なお、運送の実施にあたっては、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、旅客の運送を確保するために必要な措置を実施することとします。

(10) 大規模集客施設等における当該施設滞在者等の避難

大規模集客施設や旅客輸送関連施設についても、県は施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとるものとします。

7 住民避難後の安全確保

県警察は、住民等が避難した後の無人化した住宅街、商店街などにおける窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地におけるトラブルを防止するため、被災地やその周辺におけるパトロールを強化することとします。

8 動物の保護等

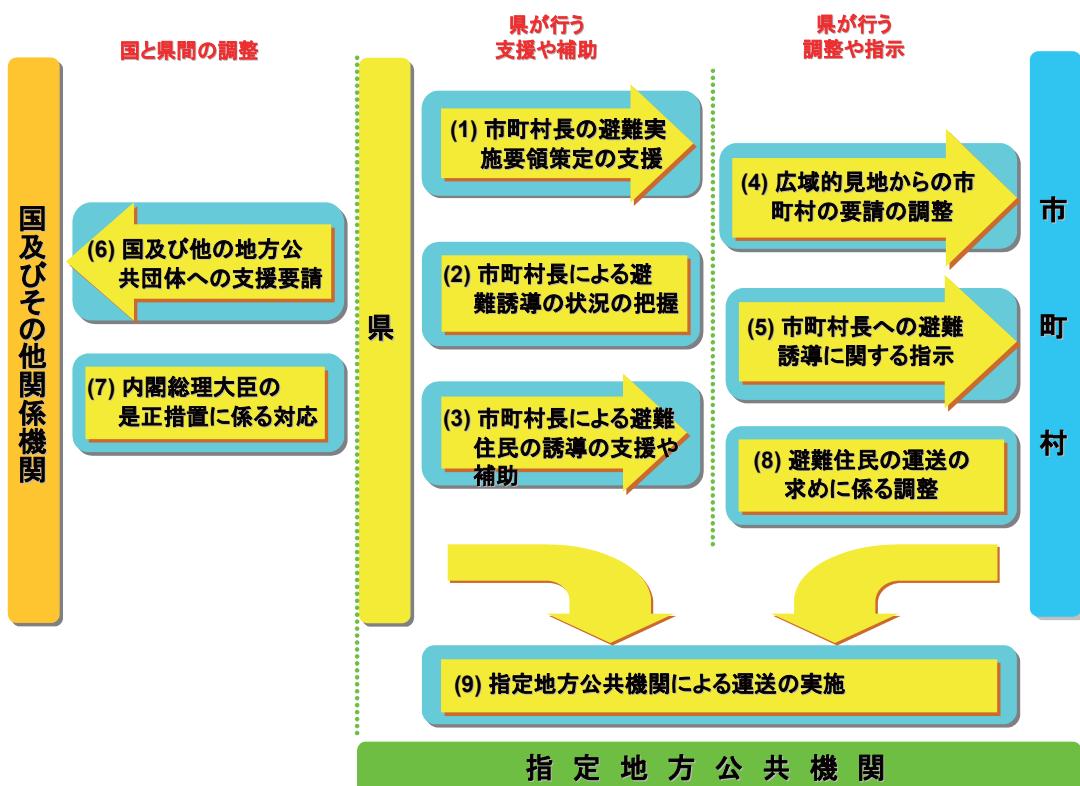
県防災計画に準じて、市町村や県獣医師会、動物愛護団体、ボランティアなどの関係団体と協力し、動物の保護などに努めます。

9 避難に関する指示の解除

避難に関する措置の解除が総務省消防庁から通知及び伝達された場合は、その内容を市町村、県の各機関、指定地方公共機関などに通知します。

また、要避難地域に近接した地域の住民等を避難させていた場合は、その措置を指示した市町村などに対して、解除を通知するとともに、総務省消防庁を経由して国の対策本部にその内容を報告します。

県による避難住民の誘導の支援等



■第4節 避難住民等の受け入れ

1 避難住民等の受け入れの措置

国からの避難に関する通知を受け、県内に避難する人を受け入れる地域がある場合は、次のとおり対応します。

(1) 該当する市町村への通知

避難する住民等を受け入れる地域を管轄する市町村に対しては、受け入れのための体制を速やかに整えられるよう、特に優先して通知するとともに、受信確認を行います。

(2) 避難施設の管理者への通知

避難施設の開設が速やかに行えるよう、避難住民等の受入先避難施設の管理者に対して、避難の指示の内容を通知します。

(3) 避難住民等の受け入れの準備

市町村と連携し、避難施設の開設など、受け入れの準備を行います。

2 他の都道府県からの受け入れの調整

他の都道府県からの避難住民等の受け入れについて協議を受けた場合には、県内の避難施設の状況や受入体制を確認するとともに、必要に応じ区域内の市町村と調整を行い、速やかに個別の受入地域を決定します。受入地域を決定した場合は、協議元の都道府県に通知するとともに、受入地域を管轄する市町村や避難施設の管理者に受入地域の決定を通知します。

なお、避難に関する指示が解除された場合は、同様に通知します。

3 避難所等における安全確保

県警察は、防犯団体や自主防犯組織との連携を図りながら、避難施設の定期的な巡回を行い、住民の安全確保、犯罪の予防に努めるほか、多数の住民等が利用する施設の管理者に対して必要な要請を行い、その施設の安全の確保に努めることとします。

■第5節 避難実施要領

1 避難実施要領の策定

市町村は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、県、県警察や関係機関の意

見を聴きながら、あらかじめ作成した避難実施要領のモデルに基づき、次のとおり避難実施要領を定めることとします。

- (1) 避難経路、避難手段その他避難の方法に関する事項
- (2) 避難住民等の誘導の実施方法、避難住民等の誘導に係る関係職員の配置その他の避難住民等の誘導に関する事項
- (3) 避難の実施に関し必要な事項

2 避難実施要領の作成にあたっての主な留意事項

市町村は、避難実施要領を作成するときは、次の点に留意することとします。

- (1) 避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、町内会、事務所など、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載すること。
- (2) 避難先の住所や施設名を可能な限り具体的に記載すること。
- (3) 避難住民等の誘導や運送の拠点となるような一時集合場所の住所や場所を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載すること。
- (4) 避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載すること。
- (5) 集合後の町内会や近隣住民間での安否確認、高齢者、障害者などへの配慮事項など、集合にあたっての避難住民等が留意すべき事項を記載すること。
なお、高齢者、障害者などの所在を確認して避難を促すこと。
- (6) 集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間や避難経路など、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載すること。
- (7) 避難住民等の避難誘導が速やかにかつ円滑に行えるよう、関係市町村職員、消防職団員の配置や担当業務を明示するとともに、その連絡先などを記載すること。
- (8) 高齢者、障害者などの避難誘導を円滑に実施するため、対応方法を記載すること。
- (9) 避難を必要とする地域に残留者が出ないよう、残留者の確認方法を記載すること。
- (10) 避難誘導中に避難住民等へ食料、水、医療、情報などを速やかにかつ適切に提供できるよう、それら支援内容を記載すること。
- (11) 避難住民等の誘導を円滑に実施できるよう必要最低限の携行品、服装について記載すること。
- (12) 避難誘導から離脱してしまうなど、問題が発生した際の緊急連絡先を記述すること。

【避難実施要領（例）】

避難実施要領

群馬県A市長

○月○日○時現在

1 避難の経路、避難の手段その他避難の方法

A市における住民の避難は、次の方法で行うものとする。

- (1) A市のA1地区の住民は、B市のB1地区にあるB市立B1中学校体育館を避難先として、
○日○時を目途に住民の避難を開始する。

【避難経路及び避難手段】

○ 避難の手段（バス・鉄道・その他）

バスの場合：A市A1地区の住民は、A市立A1小学校グラウンドに集合する。その際、○日○時を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所などの単位で行動すること。

集合後は、○○バス会社の用意したバスにより、国道○○号線を利用して、B市立B1中学校体育館に避難する。

鉄道の場合：A市A1地区の住民は、○○鉄道△△線AA駅前広場に集合する。その際○日○時○分を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動し、AA駅までの経路としては、できるだけ国道○○号線又はAA通りを使用すること。

集合後は、○日○時○分発B市B1駅行きの電車で避難する。B市B1駅到着後は、B市職員及びA市職員の誘導に従って、主に徒歩でB市立B1中学校体育館に避難する。

・・・・以下略・・・

- (2) A市A2地区の住民は、B市B2地区にあるB市立B2中学校を避難先として、○日○時○分を目途に住民の避難を開始する。

・・・・以下略・・・

2 避難住民等の誘導の実施方法

(1) 職員の役割分担

避難住民等の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員等の割り振りを行う。

- ・住民への周知要員
- ・避難誘導要員
- ・市対策本部要員
- ・現地連絡要員
- ・避難所運営要員
- ・食料、水等支援要員 等

(2) 残留者の確認

市で指定した避難の実施時間の後、速やかに避難を指示した地区に残留者がいないか確認する。(時間的余裕がある場合は、各世帯に声をかける。)

(3) 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対する避難誘導

誘導にあたっては、高齢者、障害者、傷病者、幼児などを優先的に避難誘導する。また、自主防災組織や自治会など地域住民にも、福祉関係者との連携の下、市職員などの行う避難誘導の実施への協力を要請する。

3 その他避難の実施に関し必要な事項

- (1) 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯など、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。
- (2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履くようとする。
- (3) 避難誘導から離脱してしまった場合などの緊急時の連絡先は、以下のとおりとする。

A市対策本部 担当 △山○男

TEL 027-×××-××51 (内線 ××××)

FAX 027-×××-××52

・・・・以下略・・・

■ 第5章 救援の実施

武力攻撃やテロにより避難住民等が発生した場合は、国から救援の実施について具体的な指示が行われます。

このため、県及び市町村などが実施しなくてはならない救援の措置について、次のとおり定めます。

■ 第1節 救援の実施

1 救援の実施

国から救援の指示を受けたときは、県は市町村と相互に連携協力して救援を必要としている避難住民等に対し、関係機関の支援を得ながら次の措置を実施します。

なお、救援の実施に関する県の権限について、その一部の実施を市町村に要請するときは、その事務の内容などを市町村に通知します。

- (1) 収容施設の供与
- (2) 食品、飲料水、生活必需品等の給与又は貸与
- (3) 医療の提供及び助産
- (4) 被災者の捜索及び救出
- (5) 埋葬及び火葬
- (6) 電話その他の通信設備の提供
- (7) 武力攻撃やテロにより被害を受けた住宅の応急修理
- (8) 学用品の給与
- (9) 死体の捜索及び処理
- (10) 武力攻撃やテロによる災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木などで、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

ただし、事態が緊迫し、国からの救援の指示を待つ余裕がない場合には、その指示を待たずに救援を実施します。

2 市町村による救援の実施

市町村は、県が実施する救援を補助することとし、救援の一部の実施について、県から要請を受けた場合は、市町村が主体となってその事務を実施することとします。

3 救援の内容

(1) 救援の基準

「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成26年内閣府告示第20号。以下「救援の程度及び基準」といいます。)に基づき救援を実施します。

しかし、救援の程度及び基準に沿った救援の実施が困難であると判断する場合には、内閣総理大臣に対し、特別な基準の設定について意見を申し出ることとします。

(2) 救援に関する基礎資料

日頃から準備した備蓄物資や資材の状況などに関する基礎的な資料を参考にしつつ、県対策本部内に集められた情報をもとに、救援に関する措置を実施します。

(3) 救援の内容

救援の実施にあたっては、次の点に配慮します。

ア 収容施設の供与

- (ア) 避難所の候補の把握(住民等を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、設置可能な仮設小屋、天幕等とその用地の把握、駐車場のスペースの状況)
- (イ) 仮設トイレの設置及び清掃、消毒、消防設備などの適切な管理
- (ウ) 避難所におけるプライバシーの確保への配慮
- (エ) 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対する福祉避難所の供与
- (オ) 高齢者、障害者が利用しやすい構造及び設備を有し、長期避難が可能な住宅などの供与
- (カ) 収容期間が長期にわたる場合の対応(仮設住宅など長期避難住宅(賃貸住宅、宿泊施設の居室等を含む。)とその用地の把握)
- (キ) 長期避難住宅等の設置のための資機材等に不足が生じた場合の対応
- (ク) 提供対象人数及び世帯数の把握

イ 食品、飲料水、生活必需品等の給与又は貸与

- (ア) 食品、飲料水、生活必需品等の備蓄物資の確認
- (イ) 物資の供給体制の整備、流通網の確認、不足が生じた場合の国などへの支援要請
- (ウ) 提供対象人数及び世帯数の把握
- (エ) 物資の引渡場所や集積場所の確認、運送手段の調達、物資輸送の際の交通規制

ウ 医療の提供及び助産

- (ア) 医薬品、医療資機材、N B C 対応資機材などの所在の確認
- (イ) 被災状況（被災者数、被災の程度など）の収集
- (ウ) 救護班の編成、派遣及び活動に関する情報の収集
- (エ) 避難住民等の健康状態の把握
- (オ) 利用可能な医療施設、医療従事者の確保状況の把握
- (カ) 医薬品、医療資機材等が不足した場合の対応
- (キ) 物資の引渡場所や一時集積場所の確保
- (ク) 臨時の医療施設における応急医療体制の確保

エ 被災者の捜索及び救出

- (ア) 被災者の捜索及び救出の実施についての県警察、消防機関及び自衛隊など関係機関との連携
- (イ) 被災情報、安否情報などの情報収集への協力

オ 埋葬及び火葬

- (ア) 墓地及び火葬場の被災状況、墓地の埋葬可能数及び火葬場の火葬能力などの把握
- (イ) 埋葬及び火葬すべき遺体の所在などについての情報集約体制
- (ウ) 関係行政機関等との連携による墓地及び火葬場までの遺体の搬送体制の確保
- (エ) 広域的な火葬計画又はこれに準じた計画を踏まえた対応
- (オ) 県警察との連携による身元の確認、遺族等への遺体の引き渡しなどの実施
- (カ) 国民保護法第122条及び国民保護法施行令第34条の規定に基づく「墓地、埋葬等に関する法律」における埋葬及び火葬の手続に係る特例が定められた場合の対応（厚生労働省が定める「墓地、埋葬等に関する法律」第5条及び第14条の特例）

カ 電話その他の通信設備の提供

- (ア) 避難所で保有する電話その他の通信設備の状況把握
- (イ) 電話の設置工事を含めた電気通信事業者との調整
- (ウ) 電話その他の通信設備の設置箇所の選定
- (エ) 聴覚障害者などへの対応

キ 武力攻撃やテロにより被害を受けた住宅の応急修理

- (ア) 住宅の被災状況の把握体制（被災戸数、被災の程度）
- (イ) 応急修理の施工者の把握、修理のための資材などの供給体制の確保
- (ウ) 住宅の応急修理時期や優先箇所の決定
- (エ) 応急修理の相談窓口の設置

ク 学用品の給与

- (ア) 児童生徒の被災状況の把握

- (イ) 不足する学用品の把握
 - (ウ) 学用品の給与体制の確保
- ヶ 死体の搜索及び処理
- (ア) 死体の搜索及び処理の実施についての県警察、消防機関及び自衛隊との連携
 - (イ) 被災情報、安否情報の確認
 - (ウ) 死体の搜索及び処理の時期や場所の決定
 - (エ) 死体の処理方法（死体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存（原則既存の建物）及び検案等の措置）
 - (オ) 死体の一時保管場所の確保
- コ 武力攻撃やテロによる災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木などで日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- (ア) 障害物の除去の対象となる住居建物の状況の把握
 - (イ) 障害物の除去の施工者との調整
 - (ウ) 障害物の除去の実施時期
 - (エ) 障害物の除去に関する相談窓口の設置

4 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項

N B C R 攻撃の場合には、「N B C テロ対処現地関係機関連携マニュアル」（平成14年2月）に基づき対応するとともに、それぞれ、次に掲げる点に留意して医療活動などを実施することとします。

（1）核弾頭又は放射能兵器による攻撃の場合の医療活動

- ア 医療関係者からなる救護班による緊急被ばく医療活動の実施
- イ 国から緊急被ばく医療派遣チームが派遣された場合、その指導に基づくトリアージ^{*21}や汚染、被ばくの程度に応じた医療の実施

（2）生物兵器による攻撃の場合の医療活動

- ア 病状が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者の感染症指定医療機関などへの移送及び入院措置（必要に応じた医療関係者へのワクチンの接種などの防護措置）
- イ 国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施

（3）化学兵器による攻撃の場合の医療活動

- ア 国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施

*21 トリアージ・・・災害や事故などで同時発生した大量の負傷者を治療する際、負傷者に治療の優先順位を付け、限られた医療資源で最大限の救命効果をもたらそうとするもの。

■第2節 関係機関との連携

1 国への要請等

救援の実施にあたっては、必要があると認めるときは、具体的な支援内容を示して国に対して支援を要請します。

内閣総理大臣から他の都道府県が実施する救援に対して応援するよう指示があった場合には、その都道府県に対して応援を行います。

2 他の都道府県に対する応援の要請

救援の実施にあたっては、必要があると認めるときは、他の都道府県に応援を要請します。

3 指定地方公共機関などへの救援の要請

(1) 運送事業者への要請

ア 緊急物資の運送の求め

運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を要請する場合は、第3編第4章第3節6(8)に準じて行います。

イ 指定地方公共機関による緊急物資の運送

指定地方公共機関による緊急物資の運送については、第3編第4章第3節6(9)に準じて行うこととします。

(2) 電気通信事業者との連携

電気通信事業者である指定公共機関などは、救援の措置が行われた場合、避難施設における避難住民等のための電話その他の通信設備の臨時の設置について、必要な協力をするように努めることとされています。

(3) 医療等の要請

医師、看護師その他医療関係者に対し、避難住民等へ医療や助産などを行うよう要請します。

また、医療関係者が正当な理由がないのにもかかわらず要請に応じない場合は、避難住民等に対し医療や助産などをを行うべきことを指示します。

なお、県又は市町村が医療活動などを行うよう要請し又は指示する場合には、その医療関係者が的確かつ安全に活動するために必要な情報を適時適切に提供し、医療関係者の安全確保に配慮します。

4 日本赤十字社との連携

救援のうち必要とされる措置又はその応援については、日本赤十字社に委託し

ます。この場合、災害救助法における事務に準じた手続により行います。

■第3節 救援物資等の確保

1 救援物資の売渡要請等

救援を行うため緊急性があり、やむを得ない場合と認めるときは、政令で定める公用令書を交付して次の措置を実施します。

なお、県からの要請に基づき、市町村が実施することとなった場合も同様の措置を実施することとします。

(1) 救援の実施に必要な食品、医薬品、寝具、その他（医療機器その他衛生用品、飲料水、被服その他生活必需品、建設資材、燃料等）の物資であって、生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送事業者が取り扱う物資（以下「特定物資」といいます。）について、その所有者に対する特定物資の売り渡しの要請

(2) (1) の売り渡しの要請に対し、正当な理由がないにもかかわらずその所有者が応じない場合の特定物資の収用

(3) 特定物資を確保するための保管命令

(4) 避難施設や臨時の医療施設を開設するための土地や建物の使用（原則土地や建物の所有者及び占有者の同意が必要）

(5) 特定物資の収用、保管命令、土地や建物の使用に必要な立入検査

(6) 特定物資の保管を命じた事業者に対する報告の求め及び保管状況の検査

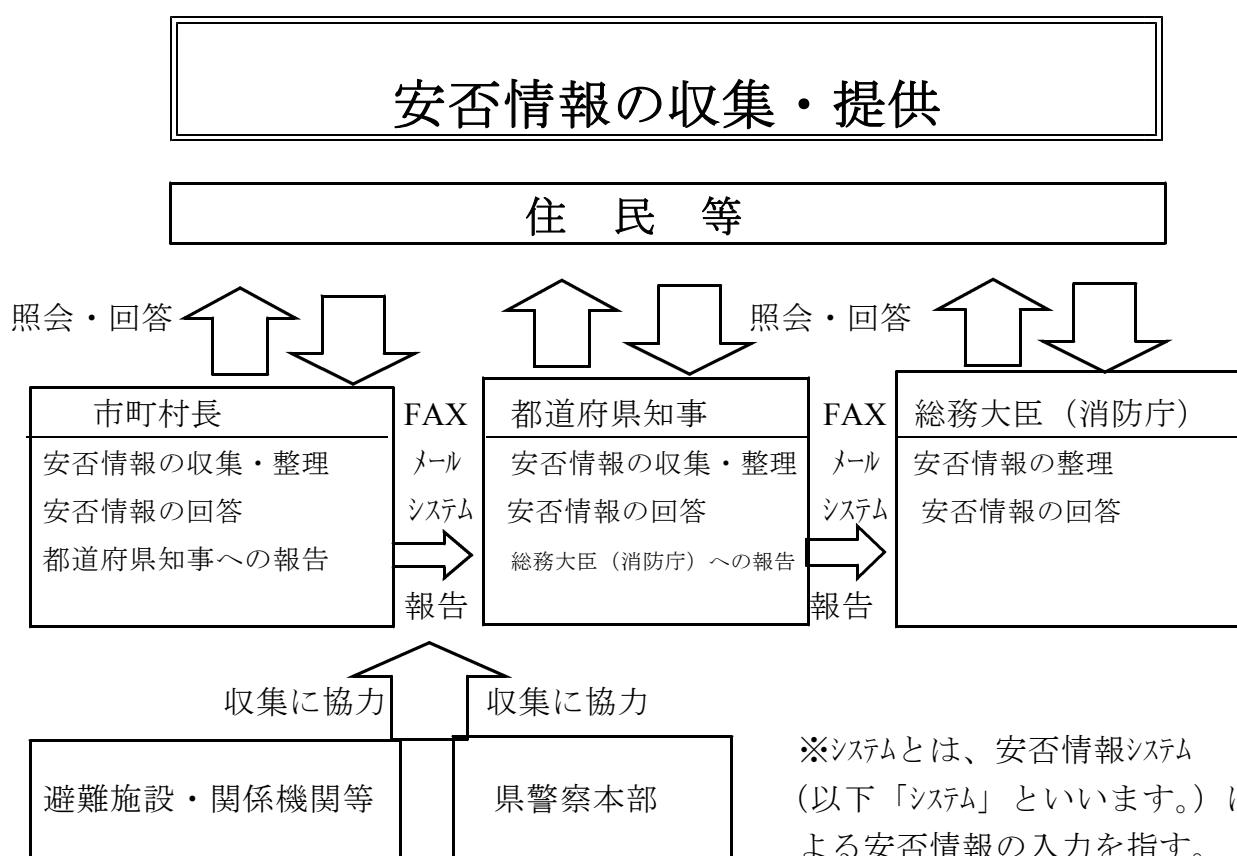
2 指定行政機関等に対する要請

特定物資が緊急かつ大量に必要となる場合など、県内でその特定物資が十分に確保できない場合は、指定行政機関などに対し、特定物資の売り渡し要請、収用、保管命令を行うよう要請します。

■ 第6章 安否情報の収集及び提供

武力攻撃やテロに伴い発生した避難住民等や死傷した住民等の安否情報の収集や提供を行う場合は、避難や救援などの国民保護措置等の実施状況を見極めながら、市町村と県が連携協力して取り組むこととされています。

このため、安否情報の収集、整理や報告、照会への回答など必要な事項について、次のとおり定めます。



■ 第1節 安否情報の収集、整理や提供

1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

市町村から安否情報の収集を行うほか、県立病院、県立学校などからの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行います。

- ア 避難住民等（負傷者も同様）
- (ア) 氏名
 - (イ) フリガナ
 - (ウ) 出生年月日
 - (エ) 男女の別
 - (オ) 住所
 - (カ) 国籍（日本国籍以外の者）
 - (キ) 上記（ア）～（カ）のほか、個人を識別するための情報
 - (ク) 現在の居所
 - (ケ) 負傷（疾病）の該当
 - (コ) 負傷及び疾病の状況
 - (サ) 上記（ク）～（コ）のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
 - (シ) 親族・同居者への回答の希望
 - (ス) 知人への回答の希望
 - (セ) 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意
- イ 死亡した住民等
- 上記（ア）～（キ）及び（サ）に加えて
 - (ソ) 死亡の日時、場所及び状況
 - (タ) 死体の所在
 - (チ) 親族・同居者・知人以外の者への回答の同意

（2）県警察の通知

県警察は、死体の検視、身元確認、遺族などへの遺体の引き渡しなどを行ったときは、県対策本部に通知することとします。

（3）安否情報収集の協力要請

安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関などの関係機関に対し、必要と認める場合は、安否情報の提供への協力をを行うよう要請します。

なお、この協力は、各機関の業務の範囲内で行われるものであるとともに、各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意します。

（4）安否情報の整理

市町村から報告を受けた安否情報や自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努めます。この場合、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨が分かるように整理します。

2 総務大臣に対する報告

総務大臣への報告にあたっては、原則として、システムへの必要事項の入力で行い、システムが利用できない場合には、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載し、電子メールで総務省消防庁に送付します。

ただし、事態が切迫してこれらの方針によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行います。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

ア 県対策本部の設置と同時に、安否情報の照会窓口、電話やFAX番号、メールアドレスについて住民等に周知します。

イ 住民等からの安否情報の照会については、原則として安否情報省令第3条に規定する様式第4号を用い、県対策本部に設置する対応窓口に、書面を提出することにより受け付けます。

ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付けます。

ウ 安否情報の照会を受け付けた場合は、本人確認等を行うため、照会者に対し、本人であることを証明する書類（運転免許証等）を照会窓口において提出又は提示させることとします。

ただし、やむを得ない理由により当該書類を提出又は提示できない場合、又は電話、電子メールなどの方法により照会があった場合は、照会者の住所地市区町村が保有する住民基本台帳と、照会者の住所、氏名、出生年月日及び性別を照合することにより、本人確認を行います。

エ 他の地方公共団体から、照会者の本人確認を行うための問い合わせを受けた場合は、これに協力します。

(2) 安否情報の回答

ア 照会された安否情報を保有又は整理している場合には、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、照会の対象者が避難住民等に該当するか否か及び武力攻撃やテロによる災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答します。

イ 回答にあたっては、安否情報の照会者について本人確認を行うとともに、その照会が不当な目的によるものではないこと、また、回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認められるときに回答することとし、その回答を行った担当者、回答相手の氏名や連絡先などを把握します。

(3) 個人情報の保護への配慮

ア 安否情報は個人情報であることから、その取り扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底します。

イ 安否情報の回答にあたっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷や疾病の状況の詳細、死亡の状況など個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断します。

4 日本赤十字社に対する協力

日本赤十字社群馬県支部の要請があったときは、その要請に応じ、県が保有する外国人に関する安否情報を提供します。

その安否情報の提供にあたっても、第3編第6章第1節3（2）（3）と同様に、個人情報の保護に配慮します。

■ 第2節 市町村による安否情報の取り扱い

1 市町村による安否情報の収集

市町村による安否情報の収集は、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳など行政事務のために保有する情報を参考に、避難者名簿などの作成に合わせて行うこととします。

また、市町村は、あらかじめ把握している医療機関、大規模事業所、学校など安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を求めることとします。

2 市町村による安否情報の報告や照会に対する回答

市町村が安否情報を県に報告する場合や住民等からの照会に回答する場合は、県に準じて行うこととします。

■第7章 武力攻撃・テロ災害への対処

国や地方公共団体は、武力攻撃やテロに伴う災害に対する防除や軽減など、被害を最小限にするための措置を実施しなければなりません。

このため、県及び市町村などが実施しなければならない武力攻撃・テロ災害への対処について、次のとおり定めます。

■第1節 武力攻撃・テロ災害への対処の基本的事項

1 武力攻撃・テロ災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃・テロ災害への対処

武力攻撃やテロにより災害が発生した場合、状況に応じて武力攻撃・テロ災害への対処に関する措置（武力攻撃・テロ災害を防除し、軽減する措置のほか、武力攻撃・テロ災害による被害が最小となるようするために実施する措置）を行うほか、国からの方針に基づいて必要な指示があったときは、その指示の内容に沿って対処の措置を実施します。

(2) 国の対策本部長への措置要請

武力攻撃やテロにより多数の死者が発生したり、N B C R 攻撃による災害が発生した場合、これに対処するために必要な専門知識や経験を持つ人員、及び特殊な装備が必要となる場合は、国に対し必要な措置の実施を要請します。

(3) 対処にあたる職員の安全確保

武力攻撃やテロに伴う災害への対処措置を行う職員には、必要な情報を知らせたり、防護服を着用させるなど、安全面での対策を実施します。

また、必要により現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行います。

2 武力攻撃・テロ災害の兆候の通報

武力攻撃やテロに伴い火災や異臭が発生した場合、不審物が発見された場合、住民等や県警察、市町村、消防機関などから災害発生の兆候の連絡を受けた場合などは、県警察の協力を得ながら事実関係を調査し、確認します。この場合、必要があると認めるときは、総務省消防庁を通じて国に連絡するとともに、関係機関に対しても速やかに連絡します。

■第2節 生活関連等施設の安全確保

1 生活関連等施設の安全確保

生活関連等施設については、日常生活の維持や経済活動に不可欠であること、又はその安全を確保しなければ、周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあることから、次のとおりその安全確保のために必要な措置を行います。

(1) 生活関連等施設の状況把握

県対策本部の設置に合わせ、関係機関及び生活関連等施設の管理者との連絡体制を確保します。

県内に所在する生活関連等施設について、国から通知を受けた警報、避難措置の指示、その他の情報に加え、各施設の安全に関する基本方針、現状における対応状況などについて、各施設の管理者、所管官庁、県警察など関係機関でその情報を共有します。この場合、各施設が安全確保の留意点に基づき、必要な措置が講じられているかその実施状況を確認します。

※【施設の安全確保に関する確認事項】(イメージ)

施設名	施設の安全確保に関する確認事項
○○	<p>(チェック例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警備員の人数を増加させる等、警備強化を行ったか？ ・監視カメラが適切に作動しているか確認したか？ <p>※ 内閣官房主導の下で各省庁が定める「安全確保の留意点」に従って項目を記載。</p>

(2) 施設管理者に対する安全確保の要請

情報収集の結果に基づき、武力攻撃やテロに伴う災害の発生や、拡大を防止するため必要があると認めるときは、各施設の管理者に対して、安全確保に必要な措置（施設の巡回の実施、警備員の増員、警察との連絡体制の強化などによる警備の強化、防災体制の充実等）を行うよう要請します。この場合、安全確保に必要な措置を確実かつ安全に実施するために必要な情報を各施設の管理者に対し適時適切に知らせることにより、その管理者及びその施設で勤務する従事者の安全の確保に十分配慮します。

県警察は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行うこととします。また、支援要請がない場合でも、現場の状況から支援の必要があると判断した場合も、同様の措置を行うこととします。

(3) 県が管理する施設の安全の確保

県が管理する生活関連等施設については、自ら安全確保のために必要な措置を行います。この場合、必要と判断したときは、県警察、消防機関その他の行政機関に対し支援を求めます。

また、生活関連等施設以外の県が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化などの措置を行います。

(4) 立入制限区域の指定の要請

生活関連等施設の安全確保のため必要があると認めるときは、県公安委員会に対し、立入制限区域の指定を要請します。

(5) 立入制限区域の指定

県公安委員会は、知事から要請があったときや、状況の変化に応じて特に必要があると認める場合には、生活関連等施設の周辺区域を立入制限区域として指定することとします。

ア 立入制限区域の範囲

県公安委員会は、生活関連等施設の特性及び周辺地域の状況を考え合わせながら、生活関連等施設の安全を確保する立場から、適切に立ち入りを制限し、禁止し、又は退去を命ずる必要があると考えられる区域を指定することとします。

なお、この場合県公安委員会は、速やかにその旨を生活関連等施設の管理者に通知します。

イ 立入制限区域の公示

県公安委員会は、立入制限区域を指定したときは、県の公報や新聞への掲載、テレビ、ラジオなどを通じて公示することとします。

また、立入制限区域の現場では、警察官が可能な限り、ロープ、標示の設置を行い、その範囲、期間などを明らかにすることとします。

(6) 国の対策本部との緊密な連携

武力攻撃やテロに伴う災害が著しく大規模である場合や、有害物質の流出など災害の内容が特殊であるような場合には、総務省消防庁を通じて、国に対し必要な措置の実施を要請します。

このため、県警察などと連携しながら、武力攻撃・テロ災害の状況を確認するとともに、現在行っている安全確保の措置の内容、今後必要と考えられる措置、さらに国において行うべき措置などを速やかに把握します。

(7) 国の方針に基づく措置の実施

生活関連等施設の安全確保のため、国が自ら安全確保の措置を行うこととした場合には、国の基本的な方針や各省庁の活動内容について、総務省消防庁を通じて、国の対策本部から必要な情報を入手するとともに、その方針に基づき、国と連携して周辺住民等の避難措置などを実施します。この場合、現場での各機関の活動の調整が円滑に行われるよう、実施措置の内容を関係機関に速やかに通知します。

2 危険物質等に係る武力攻撃やテロに伴う災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

武力攻撃やテロが発生した場合、危険物質等を取り扱う施設での災害発生を防止するため、危険物質等の取扱者に対し、既存の個別規制法に基づく規制措置を行うほか、次の措置の実施を命じます。

ア 危険物質等取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限

イ 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限

ウ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

※ 既存の法令に基づく措置とアからウの措置との対応関係は別表のとおり。

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

危険物質等の取扱者に対し、必要がある場合には、警備の強化を求めるほか、(1)のアからウの措置を行うために必要があると認める場合は、危険物質等の管理の状況について報告を求めます。

※ 【別表】 危険物質等の種類及び都道府県知事が命ずることのできる措置一覧

※ 下欄の1号、2号、3号は、それぞれ下記に掲げる措置を意味する。

1号 取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限

2号 製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限

3号 所在場所の変更又はその廃棄

※ 下欄の○は、国民保護法第103条第3項により当該措置の権限が与えられていることを意味し、それ以外の記述は、当該措置の権限を与えている既存の個別法を意味する。

物 質 の 種 類	区 分	措 置		
		1 号	2 号	3 号
消防法第二条第七項の危険物（同）	消防法第十一条第一項第一号の消防本部	消	○	○

法第九条の四の指定数量以上のも のに限る。)	等所在市町村以外の市町村の区域に設置さ れる製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送 取扱所を除く。）又は移送取扱所（二以上の 都道府県の区域にわたって設置されるもの 及び一の消防本部等所在市町村の区域のみ に設置されるものを除く。）において貯蔵し、 又は取り扱うもの	防 法 第 1 2 条 の 3		
毒物及び劇物取締法（昭和二十五 年法律第三百三号）第二条第一項 の毒物及び同条第二項の劇物（同 法第三条第三項の毒物劇物営業者、 同法第三条の二第一項の特定毒物 研究者並びに当該毒物及び劇物を 業務上取り扱う者が取り扱うもの に限る。）	毒物及び劇物取締法第四条第一項の登録を 受けた者が取り扱うもの（都道府県知事が 当該登録の権限を有する場合） 毒物及び劇物取締法第三条の二第一項の特 定毒物研究者又は前条第二号に掲げる物質 を業務上取り扱う者が取り扱うもの	○	○	○
火薬類取締法（昭和二十五年法律 第百四十九号）第二条第一項の火 薬類	製造業者、販売業者又は消費者に対して、 製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の 使用を一時停止すべきことを命ずること。 製造業者、販売業者、消費者その他火薬類 を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、 運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制 限すること。 火薬類の所有者又は占有者に対して、火薬 類の所在場所の変更又はその廃棄を命ずる こと。 火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄し た火薬類の収去を命ずること。	火薬類取締法 第45条		
高压ガス保安法（昭和二十六年法 律第二百四号）第二条の高压ガス (同法第三条第一項各号に掲げる ものを除く。)	第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵 所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは 占有者、販売業者若しくは特定高压ガス消 費者又は液化石油ガス法第六条の液化石油 ガス販売事業者若しくは液化石油ガス法第 三十七条の四第三項の充てん事業者に対し、 製造のための施設、第一種貯蔵所、第二種 貯蔵所、販売所又は特定高压ガスの消費の ための施設の全部又は一部の使用を一時停 止すべきことを命ずること。	高压ガス保安 法 第39条		

	第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者又は占有者、販売業者、特定高圧ガス消費者、液化石油ガス法第六条 の液化石油ガス販売事業者、液化石油ガス法第三十七条の四第三項の充てん事業者その他高圧ガスを取り扱う者に対し、製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。	
	高圧ガス又はこれを充てんした容器の所有者又は占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命ずること。	
薬事法第四十四条第一項の毒薬及び同条第二項の劇薬（同法第四十六条第一項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。）	厚生労働大臣（薬事法施行令第十五条の四の規定による都道府県知事の処分を受けている者が所持するもの）	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>
<p>備考 1 この措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法第二条第七号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。</p> <p>2 自動車、軽車両（原動機付き自転車を含む。）その他による運搬又は火薬類取締法第50条の2第1項の規定の適用を受ける火薬類の消費については、県公安委員会が命ずることのできる措置である。</p>		

■第3節 N B C R 攻撃による災害への対処等

1 N B C R 攻撃に対する応急措置の実施

N B C R 攻撃による汚染に対処するときは、国の基本方針に基づいた対応を基本とします。

また、災害が発生した直後の応急措置や状況に応じた対応については、「N B Cテロ対処現地関係機関連携マニュアル」に基づき、次のとおり行います。

(1) 連絡体制及び初動体制

関係機関（県、県警察、市町村、消防機関、医療機関）は、自衛隊と協力しつつ、相互の連絡体制を整備し、連絡窓口などに変更があった場合は、速やかに相互に変更点を連絡することとします。

N B C R 攻撃の疑いや、それらの攻撃の連絡を受けた機関は、速やかに他の関係機関にその内容を連絡することとします。

(2) 現場における応急措置の実施

N B C R 攻撃が行われた場合は、必要により、現地調整所を設け、応急措置を行う現地関係機関同士の情報の共有、役割分担、被害状況の広報の協議及び調整を行い、相互の円滑な連携を確保します。

被害現場周辺の状況の変化に応じて、現場及び汚染が拡大すると予想される地域の住民等に対し、応急措置として、緊急通報を発令するとともに、退避の指示を行います。また、汚染の拡大を防止するため必要がある場合は、警戒区域の設定を行います。

県警察は、関係機関とともに、交通の規制、被災者の救助などの活動を行うこととします。

(3) 汚染物質の特定における連携

ア 汚染物質の特定

汚染物質の特定については、県警察において応急的に汚染物質の鑑定を行うとともに、県警察だけで鑑定できない場合には、県衛生環境研究所において鑑定を実施します。

県警察及び消防機関の職員は、それぞれが保有する検知資機材を用いて、現場において汚染物質の特定に努めることとします。

イ 汚染物質の特定にあたっての情報交換

各関係機関は、現場の被害状況や被害者の言動などの情報、被害者の搬送中の症状などについて、県警察に連絡することとします。

医療機関は、受け入れた被害者の症状について、関係機関相互に連絡することとします。

各関係機関は、被害者の血液、吐しゃ物などの検体を入手した場合、鑑定機関に送付し検査及び分析を行うこととします。

ウ 特定された後の情報伝達

鑑定機関によって汚染物質が特定された場合や、何らかの情報が判明した場合は、速やかに各関係機関に連絡し、情報を共有化することとします。

2 汚染原因に応じた対応

(1) 基本的な対応

N B C R 攻撃が発生した場合の対応は、それぞれの汚染原因に応じて、国(厚生労働省及び農林水産省等)との連携のもと、次の点に留意します。

なお、放射性降下物などにより汚染された食料品による健康被害の発生を防止するため、国と連携しながら、汚染食料品の流通や摂取が行われないよう、流通事業者などを指導するとともに、住民等に摂取注意を呼びかけるほか、生活用水(飲料水のほか、洗濯用水、炊事のための水等)が汚染された場合には、必要に応じ、その水の管理者に対し、給水の制限などの措置を行

うよう命令します。

ア 核弾頭や放射能兵器による攻撃

核攻撃などによる災害が発生した場合、国による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲を特定するために被災情報を直ちに報告します。

避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）のスクリーニング及び除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じます。

また、措置にあたる職員には防護服を着用させて、被ばくによる人体への影響に留意します。

イ 生物兵器による攻撃の場合

措置にあたる職員には防護服を着用させて、必要に応じワクチン接種を実施します。

感染症法の枠組みに従い、患者の移送を行うとともに、国の指示のもとで、汚染範囲の把握及び感染源の特定に努めます。また、県保健福祉事務所は、関係機関と連携して消毒などの措置を行うとともに、県衛生環境研究所は、日頃から整備している連携体制を活用しながら、適切な措置を行います。

ウ 化学兵器による攻撃の場合

措置にあたる職員には防護服を着用させて、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染のための情報収集を行います。

派遣された自衛隊などの関係機関と連携し、原因物質と汚染地域の範囲が特定されたときは、その物質と物質によって汚染された地域の除染を行うこととします。

(2) 知事及び県警察本部長の権限

内閣総理大臣の要請を受けた知事、又は同知事の要請を受けた県警察本部長は、汚染の拡大防止にあたり、関係機関と調整しながら次表の措置を実施します。

なお、これらの措置は、知事からの要請があった場合は、市町村及び消防機関も実施することとします。

対象物件等		措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立ち入りの制限 ・立ち入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

前記表の第1号から第4号までに掲げる権限を用いるときは、占有者及び管理者に対し、次表の事項を通知します。ただし、緊急の必要があるときは、その措置を行った後、占有者及び管理者に通知します。

また、前記表の第5号及び第6号に掲げる措置を実施するときも、適当な場所に次表の事項を掲示します。ただし、緊急の必要があるときは、職員が現場で指示を行います。

1.	当該措置を講ずる旨
2.	当該措置を講ずる理由
3.	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（前記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4.	当該措置を講ずる時期
5.	当該措置の内容

(3) 土地等への立ち入り

(1) の措置を行うために必要があるときは、措置にあたる職員又は警察官は、土地、建物その他の工作物などへの立ち入りを行うこととします。

なお、他人の土地などへ立ち入ろうとする職員や警察官は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があった場合はこれを提示することとします。

3 国の対策本部との緊密な連携

(1) 国の方針に基づく措置の実施

汚染拡大防止の措置を行う場合は、総務省消防庁を通じて、国の方針に基づく各省庁が実施する活動内容に関する必要な情報を入手するとともに、その方針に基づいて必要な措置を行います。

(2) 関係機関との連携

県対策本部及び現地調整所において、N B C R 攻撃による被害の情報や必要となる物的・人的資源について、県警察、市町村及び消防機関からの情報を集約して、国に対して必要となる支援の内容を整理し、速やかに支援要請を行います。

この場合、県対策本部に連絡員として派遣されている国の職員や防衛省職員を通じて、円滑な調整を図るとともに、汚染物質に関する情報を県保健福祉事務所を通じて県衛生環境研究所、医療機関などと共有します。

また、精神科医などの専門家の協力を得て、被災者のトラウマなどによる心のケアの問題に対応するよう努めます。

■ 第8章 応急措置等

武力攻撃やテロに伴う災害が発生したとき、緊急の必要があると認める場合には、国からの指示を待たず、県自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定など応急の措置を実施することができます。

このため、それぞれの措置の実施に必要な事項について、次のとおり定めます。

■ 第1節 退避の指示

1 退避の指示

(1) 武力攻撃やテロに伴う災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときで、緊急の必要がある場合には、住民等に退避の指示を行います。

また、必要により現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動内容の調整を行います。

【退避の指示（例）】

- ・「△△市〇〇町×丁目、××市△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、屋内に一時退避すること。
- ・「△△市〇〇町×丁目、××市△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

(2) 住民等に退避の指示を行う場合、その場から移動するよりも、次のように屋内に留まる方が安全だと考えられるときには、屋内退避を指示します。

ア N B C R 攻撃と判断されるような場合で、住民等が有効な防護手段を持たないまま移動するよりも、外気からの接触が少ない屋内に留まる方が安全だと考えられるとき。

イ 敵のゲリラや特殊部隊が目立たないよう行動し、その行動の情報がない場合で、屋外を移動するよりも屋内に留まる方が攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき。

2 退避の指示に伴う措置

- (1) 住民等への退避の指示の連絡を広報車などにより速やかに伝達し、退避の必要がなくなったときも同様に伝達します。
- (2) 退避の指示をした場合は、退避を要する地域を管轄する市町村、その他関係機関に速やかに通知します。この場合、市町村は、住民等への退避の指示の伝達について、協力することとします。
- (3) 退避の指示の通知を受けた県警察は、交通規制など必要な措置を行うこととします。
- (4) 退避の指示を行った場合は、国による住民等の避難に関する措置が適切に行われるよう、総務省消防庁を通じて国へ連絡します。

3 警察官による退避の指示

警察官は、知事又は市町村長からの退避の指示を待つ時間がないと認めるとき、又は知事や市町村長からの要請を受けたときは、必要と認める地域の住民等に対し、退避の指示を行うこととします。

4 市町村による退避の指示

市町村は、武力攻撃やテロに伴う災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合には、住民等に対し退避の指示を行うこととします。

■ 第2節 知事、市町村長の事前措置

知事は、武力攻撃・テロ災害の拡大を防止するため、緊急の必要があると認めるときは、危険物質の入った大量のドラム缶など、災害を拡大させるおそれがある設備や危険物質の所有者などに対して、それらの除去、保安、使用の停止などの措置を行うよう指示するとともに、直ちに市町村長へ通知します。

また、市町村長は、武力攻撃・テロ災害が発生するおそれがあるときには、同様の指示を行うこととします。

さらに、警察署長は、知事又は市町村長から要請があった場合は、同様の指示を行うこととします。

■第3節 警戒区域の設定

1 警戒区域の設定

複数の市町村にまたがる広域的な武力攻撃やテロに伴う災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、住民等からの通報内容、現地調整所等における関係機関の助言、被災情報などから判断し、緊急の必要がある場合には、警戒区域の設定を行います。

2 警戒区域の設定方法等

- (1) 警戒区域の設定にあたっては、ロープ、標示板などで区域を明示します。
- (2) 警戒区域を設定したときや、警戒区域の設定を変更又は解除した場合は、広報車などを活用し住民等に伝達します。
- (3) 必要と認める場所に県職員を配置し、警戒区域内に車両及び住民等が立ち入らないように必要な措置を実施します。

3 警戒区域設定に伴う措置

- (1) 警戒区域を設定した場合は、その区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又はその区域からの退去を命令します。また、その措置を行ったときは、警戒区域を管轄する市町村、その他関係機関に速やかに通知します。この場合、市町村は、住民等への警戒区域設定の伝達について、協力することとします。
- (2) 警戒区域設定の通知を受けた県警察は、交通規制などの必要な措置を行うこととします。
- (3) 警戒区域を設定した場合は、国による住民等の避難に関する措置が適切に行われるよう、総務省消防庁を通じて国へ連絡します。

4 警察官による警戒区域の設定等

警察官は、知事又は市町村長による警戒区域の設定を待つ時間がないと認めるとき、又は知事や市町村長からの要請を受けたときは、警戒区域の設定を行うこととします。

5 市町村による警戒区域の設定

市町村は、武力攻撃やテロに伴う災害が発生し、又はまさに発生しようとして

いる場合には、警戒区域の設定を行うこととします。

■第4節 応急公用負担等

武力攻撃やテロに伴う災害への対処に関する措置を行うため、緊急の必要がある場合には、次に掲げる措置を実施します。

- (1) 他人の土地、建物などの一時使用
- (2) 土石、竹木その他の物件の使用又は収用
- (3) 被災した工作物や車輌などで、国民保護措置等の実施の支障となるものの除去その他必要な措置

■第5節 消防に関する措置等

1 消防機関との連携

消防機関が、武力攻撃やテロに伴う災害を防除し、消火、救急・救助などの活動を行うことができるよう、消防機関との連携に努めます。

2 市町村や消防機関に関する指示

- (1) 市町村や消防機関などに対する指示

ア 武力攻撃やテロに伴う災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときで緊急の必要がある場合は、市町村や消防機関などに対し、消火活動など災害の防御に関する措置の実施を指示します。この場合、その対処にあたる職員の安全確保に配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を実施します。

【具体的な例】

1 広域的な武力攻撃災害の場合

武力攻撃災害による被害が複数市町村の区域にまたがり、被災市町村の消防力では対処することができないために他の市町村と一体となり、又は他の市町村の応援を得て災害防御を行う必要がある場合

2 緊急の必要がある場合

被災市町村において発生した武力攻撃災害に対し、効率的な消防に関する災害防御の措置が行われず、あるいは不十分で、これを放置すれば災害が拡大するおそれがあり、その拡大を防ぐために緊急に消防に関する措置をとる必要がある場合

イ 消火活動など災害を防御するための措置の指示を総務省消防庁から受けた場合は、実施市町村との連絡調整を行うほか、市町村や消防機関などに対し、災害の防御に関する措置を指示します。

【具体的な例】

- 1 国が武力攻撃災害に関する情報を県より先に入手し、県が総務省消防庁から当該武力攻撃災害を防御するための消防に関する指示を受けて市町村等に対して指示する場合
- 2 特殊な武力攻撃災害であり、県が総務省消防庁から国の専門的知見に基づく指示を受けて市町村等に対して指示する場合

(2) 総務省消防庁に対する消防の応援の要請

県内の消防力だけでは対処できないと認める場合は、総務省消防庁に応援の要請を行います。

【具体的な例】

応援職員の出動や、消防上必要な機械器具、設備、薬剤その他の資材の貸与又は供与などについて、被災市町村の属する区域内の消防力のみをもってしては対処できない場合

(3) 総務省消防庁から被災都道府県に対する消防の応援の指示を受けた場合の対応

総務省消防庁から被災都道府県に対する応援の指示を受けた場合は、県内の市町村に対し、消防機関の職員の応援出動の措置を指示します。

3 県警察による被災者の救助等

県警察は、把握した被害状況に基づき、速やかに機動隊などを出動させ、消防機関との連携の下に救助活動を行うこととします。

また、県公安委員会は、大規模な被害が発生した場合で、必要があると認めるときは、警察庁又は他の都道府県警察に対する警察災害派遣隊の派遣要求及び連絡などの措置を実施することとします。

■ 第9章 被災情報の収集及び報告

武力攻撃やテロに伴う死傷者や建物被害の状況など、被災情報を把握しておくことは、適切な国民保護措置等の実施に不可欠です。

このため、被災情報の収集及び報告に必要な事項について、次のとおり定めます。

1 被災情報の収集及び報告

(1) 電話、防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃やテロに伴う災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した災害の概要、人的及び物的被害の状況などの情報収集を行います。

特に、県警察は、交番、駐在所、パトカーなどの勤務員を情報収集にあたらせるほか、ヘリコプターテレビ電送システム、交通監視カメラなど、その保有する手段を活用して情報の収集を行うこととします。

(2) 市町村からの被災情報の収集にあたっては、即報要領に基づき報告を求める

(3) 県自ら収集し、又は市町村及び指定地方公共機関から報告を受けた被災情報の第一報については、即報要領に基づき、電子メール、FAXなどにより直ちに総務省消防庁に報告します。

(4) 第一報を総務省消防庁に報告した後も、被災情報の収集に努めるほか、市町村に続報の報告を求ることとし、収集した情報について報告様式に従い、電子メール、FAXなどにより総務省消防庁が指定する時間に報告します。

なお、新たに重大な被害が発生した場合は、直ちに即報要領に基づき総務省消防庁に報告します。

(5) 県警察は、収集した情報を県対策本部に連絡するほか、警察庁及び関東管区警察局に速やかに連絡することとします。

2 市町村及び指定地方公共機関による被災情報の報告

市町村は、即報要領に基づき被災情報の第一報を県に報告することとし、その後も県に被災情報を報告することとします。

指定地方公共機関は、その管理する施設及び設備や業務に関する被災情報、及び業務として行う国民保護措置等に関する被災情報を収集するよう努めるとともに、各機関が保有する情報通信手段により、その被災情報を速やかに県に報告することとします。

■第10章 保健衛生の確保その他の措置

武力攻撃やテロが発生した場合、県民生活や避難住民等の健康の保持、環境衛生の確保などに関する措置を実施することが必要です。

このため、保健衛生の確保その他の措置を実施するために必要な事項について、次のとおり定めます。

1 保健衛生の確保等

避難先地域における避難住民等の心身の健康を確保するため、常にその状態を把握し、「群馬県保健医療計画」に基づくとともに、状況に応じて次に掲げる措置を実施します。

なお、その措置を実施するため、必要と認める場合は、関係団体や避難先地域の住民等に対し、協力を要請します。この場合、協力者の安全対策に努めます。

(1) 保健衛生対策

医師をはじめ、保健医療関係者からなる巡回保健班を派遣し、健康相談、指導などを実施するとともに、健康相談窓口を設置するなど、その地域の衛生状態の保全、避難住民等の健康状態の把握、健康障害の予防を行います。この場合、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身の健康状態に特に配慮します。

(2) 防疫対策

生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下に伴い、避難住民等の中での感染症などの発生を防止するため、予防接種や健康診断、消毒などの措置を行います。

(3) 食品衛生確保対策

避難先地域における食中毒の発生を防止するため、食品衛生関係団体と連携し、食品衛生班などによる飲料水、食品などの衛生確保のための措置を行います。

(4) 栄養指導対策

避難先地域の住民等の健康維持のために、栄養士をはじめとする栄養指導班を編制し、栄養士会などの関係団体と連携して栄養管理、栄養相談及び指導を行います。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

ア 環境大臣が指定する特例地域においては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない事業者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に従い廃棄物の収集、運搬又は処分を行わせることとします。この場合、環境省と連携するほか、関係市町村に対し情報提供を行います。

なお、この事業者については、武力攻撃・テロ災害のときに発生する廃棄物の量や、既存の許可業者による廃棄物処理能力を考え合わせ、日頃から検討します。

イ アにより廃棄物の収集、運搬又は処分を行う事業者によって、特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその事業者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を行わなければならないことを指示するなど、特例基準に従うよう指導します。

(2) 廃棄物処理対策

ア 「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室作成）を参考しながら、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、市町村からの要求に基づき、各市町村及び関係団体に広域的な応援を要請し、必要な支援活動の調整を行います。

イ 被害状況から判断して県内での処理が困難と思われる場合は、国の協力を得ながら、被災していない他の都道府県に対し、応援を要請します。

3 文化財の保護

(1) 重要文化財等に関する命令又は勧告の告知

ア 県教育委員会は、文化庁長官が武力攻撃・テロ災害による重要文化財等（重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物）の被害を防止するため、所在場所又は管理方法の変更などの命令又は勧告を行う場合には、所定の手続に従って、県内に所在する重要文化財等の所有者などに対し、速やかにその命令又は勧告を告知することとします。

イ また、県教育委員会が告知する文化庁長官の命令又は勧告に従って必要な措置を行おうとする所有者などから、支援の求めがあった場合には、速やかにその旨を文化庁長官に連絡することとします。

(2) 国宝等の被害を防止するための措置の施行

ア 県教育委員会は、文化庁長官から国宝等（国宝又は特別史跡名勝天然記念物）の被害を防止するための措置の施行の全部又は一部の委託を受けた

場合には、速やかにその措置を実施することとします。

イ この場合において、県教育委員会は、その教育委員会の職員のうちから、
その措置の実施及び国宝等の管理の責任者を定めることとします。

なお、その職員は、身分を証明する証票を携帯し、関係者からの請求があつたときはこれを提示するとともに、措置の実施に関する関係者の意見を十分に尊重することとします。

■第11章 生活の安定に関する措置

武力攻撃やテロが発生した場合、生活関連物資等（食品、衣類、寝具、貸家など、住民等の消費生活に必要な物資及び役務）の供給に不足が生じ、物価の高騰など、住民等の生活への悪影響が生じるおそれがあります。

また、日常生活に必要な電気、ガス、水道などの安定的な供給を確保しなくてはなりません。

このため、住民等の生活の安定に関する措置に必要な事項について、次のとおり定めます。

■第1節 生活関連物資等の価格安定

1 生活関連物資等の確保と安定供給

武力攻撃やテロが発生した場合、物価の安定を図り、住民等の生活や経済活動と関連性が高い物資や輸送、サービスの適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買い占め及び売り惜しみを防止するため、次に掲げる措置を行います。

(1) 生活関連物資等の価格の高騰、買い占め及び売り惜しみの防止のための調査や監視を行い、必要に応じ、関係事業者団体に対して供給の確保や便乗値上げの防止の要請などを実施します。

(2) 生活関連物資等の需給・価格動向について、物価情報ネットワークなどを活用しつつ、必要な情報共有に努めるとともに、住民等への情報提供や相談窓口の設置を実施します。

2 生活関連物資等の安定供給に係る是正措置

生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じたときや、生ずる可能性があるときには、関係法令に基づき、次に掲げる措置を実施します。

(1) 「生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律」

(以下「買い占め等防止法」といいます。) に係る措置

ア 国が買い占め等防止法に基づき、政令で特別の調査を要する物資（以下「特定物資」といいます。）を指定した場合、法令で定める県内で特定物資を生産、輸入、販売する事業者に対して、価格の動向及び需給の状況に関する必要な調査を行います。

- イ 特定物資の生産、輸入又は販売の事業者が買い占め又は売り惜しみにより多量にその特定物資を保有していると認められる場合は、その事業者に対する特定物資の売り渡しの指示を行います。
- ウ 売り渡しの指示に従わなかった事業者に対して、売り渡しの命令を行います。
- エ 売り渡しの命令を実施したことにより、事業者同士の協議が実施できない場合は、裁定及びその結果を通知します。
- オ 売り渡しの指示又は命令を行った場合、事業者に対する報告を命令するとともに、立入検査及び質問を行います。

(2) 「国民生活安定緊急措置法」に係る措置

- ア 国が「国民生活安定緊急措置法」に基づき、政令で特に価格の安定に努めなければならない物資（以下「指定物資」といいます。）を指定した場合、法令で定める県内で指定物資を販売する事業者に対して、定められた標準価格又は販売価格の表示の指示を行うとともに、指示に従わない事業者を公表します。
- イ 規定価格を超えた価格で指定物資を販売している事業者に対して、規定価格以下で販売すべきことを指示するとともに、正当な理由もなく従わない事業者を公表します。
- ウ ア及びイの措置に必要な範囲において、指定物資を販売する事業者に対する業務報告や経理の状況報告を求めるとともに、事業場への立入検査や関係者への質問を行います。

(3) 「物価統制令」に係る措置

- ア 国が「物価統制令」に基づき、告示で物資及び役務についての統制額を指定した場合、状況に応じて統制額を超える契約に対する例外許可を行います。
- イ 状況に応じて、履行中の契約の変更に関し、別段の定めを設けることや統制額を超える価格を設定することの許可を行います。
- ウ 必要があると認められるときは、事業者から物価に関する報告や帳簿の作成を命令するとともに、必要な場所を臨検し、業務の状況若しくは帳簿書類などの検査を実施します。

■第2節 生活基盤の確保

1 生活基盤の確保

(1) 県企業局が管理する水道事業、水道用水供給事業及び工業用水道事業につ

いて、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を行います。

- (2) 県が管理する河川や道路及び流域下水道について、その施設の適切な管理に努めます。
- (3) 県及びヘリポートの管理を受託した者は、その施設を適切に管理することとします。

2 指定地方公共機関による生活基盤の確保

- (1) ガス事業者である指定地方公共機関は、国民保護業務計画で定めるところにより、ガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を行うこととします。
- (2) 運送事業者である指定地方公共機関は、国民保護業務計画で定めるところにより、旅客及び貨物の運送を確保するために必要な措置を行うこととします。
- (3) 医療業務に關係する指定地方公共機関は、国民保護業務計画で定めるところにより、医療を確保するために必要な措置を行うこととします。

■ 第12章 交通の確保と規制

武力攻撃やテロが発生した場合、住民等の避難、緊急物資の運送その他の措置が速やかに実施されるよう、必要な交通を確保することが重要です。

このため、交通規制の実施にあたり必要な事項について、次のとおり定めます。

1 交通状況の把握

県警察は、現場の警察官、関係機関からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器などを活用して、通行可能な道路や交通状況を速やかに把握することとします。

2 交通規制の実施

県警察は、武力攻撃やテロが発生した場合、国民保護措置等の実施に支障がないよう、道路管理者に通知して、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限を行うなど、緊急交通路の確保に努めることとします。

緊急交通路の確保にあたっては、避難するルートの設定、人命の安全、被害の拡大防止、国民保護措置等の確実かつ円滑な実施などに配慮することとします。

また、必要があると認めるときは、広域的な交通規制を行うこととします。

なお、交通規制の実施に際しては、国の対策本部長により道路の利用指針が定められた場合は、その利用指針を踏まえ適切に行うこととされています。

3 緊急通行車両の確認

緊急通行車両については、総務省消防庁、警察庁など関係省庁からの通知に基づき、被災状況や応急対策の状況に応じ、県又は県公安委員会が確認を行うこととします。

4 交通規制等の周知徹底

県警察及び道路管理者である県は、交通規制や道路の通行禁止措置などを行ったときは、直ちに通行禁止に係る区域や区画その他の必要な事項について、住民等や運転者への周知徹底に努めることとします。

5 緊急交通路確保のための権限等

(1) 交通管制施設の活用

県警察は、効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機などの交通管制施設を活用することとします。

(2) 放置車両の撤去等

県警察は、緊急交通路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去、
警察車両による緊急通行車両の先導を行うこととします。

(3) 運転者等に対する措置命令

県警察は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運
転者に対し車両移動の措置命令を行うこととします。

(4) 障害物の除去

県警察は、緊急交通路の障害物の除去について、道路管理者、消防機関及
び自衛隊などと協力し、状況に応じて必要な措置をとることとします。

6 関係機関との連携

県警察は、交通規制の実施にあたっては、関係機関との連携を確保することと
し、特に県が市町村へ避難措置を指示する場合や、市町村が避難実施要領を作成
する場合には、十分に情報交換を行うこととします。

■ 第13章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理

国民保護措置等の実施にあたり、医療従事者や国民保護措置等の実施者は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する赤十字標章等及び特殊標章等により保護されることとなります。

このため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、次のとおり定めます。

1 赤十字標章等及び特殊標章等の意義

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の「国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）」において規定される赤十字標章等及び国際的な特殊標章等は、それぞれ国民の保護のために重要な役割を担う医療行為及び国民保護措置等を行う者及びその団体、その団体が使用する場所若しくは車両、船舶、航空機などを識別するために使用することができ、それらは保護されることとなります。

(1) 国民保護法で規定される赤十字標章等及び特殊標章等

ア 赤十字標章等

(ア) 標章

第一追加議定書第8条に規定される特殊標章（白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽から成る。）

(イ) 信号

第一追加議定書第8条に規定される特殊信号（医療組織又は医療用輸送手段の識別のための信号又は通報。）

(ウ) 身分証明書

第一追加議定書第18条3に規定される身分証明書

(エ) 識別対象

医療関係者、医療機関、医療のために使用される場所及び医療用輸送手段など

イ 特殊標章等

(ア) 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）

(イ) 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書

(ウ) 識別対象

国民保護関係者、国民保護のために使用される場所等

2 赤十字標章等の交付及び管理

- (1) 国が定める赤十字標章等の交付などに関する基準・手続に基づき、具体的な交付要綱を作成したうえで、次に示す医療関係者などに対して、赤十字標章等を交付又は使用を許可します。
- ア 避難住民等の救援を行う医療機関又は医療関係者
 - イ 避難住民等の救援に必要な援助について協力する医療機関又は医療関係者（ア及びイに掲げる者の委託により医療に係る業務を行う者を含む。）
- (2) 次に示す医療機関などから赤十字標章等に係る申請を受けた場合は、交付要綱の規定に基づき、赤十字標章等の使用を許可します。
- ア 医療機関である指定地方公共機関
 - イ 区域内で医療を行うその他の医療機関又は医療関係者

3 特殊標章等の交付及び管理

- (1) 県及び県警察は、国が定める特殊標章等の交付などに関する基準・手続に基づき、具体的な交付要綱を作成したうえで、次に示す職員などに対して、特殊標章等を交付又は使用を許可することとします。
- ア 県の交付
 - (ア) 国民保護措置等に係る職務を行う県の職員
 - (イ) 知事の委託により国民保護措置等に係る業務を行う者
 - (ウ) 知事が実施する国民保護措置等の実施に必要な援助について協力をする者
 - イ 県警察の交付
 - (ア) 国民保護措置等に係る職務を行う県警察の職員
 - (イ) 県警察本部長の委託により国民保護措置等に係る業務を行う者
 - (ウ) 県警察本部長が実施する国民保護措置等の実施に必要な援助について協力をする者
- (2) 指定地方公共機関から特殊標章等の使用に係る申請を受けた場合は、交付要綱の規定に基づき、特殊標章等の使用を許可します。

4 赤十字標章等及び特殊標章等の普及啓発

国、日本赤十字社及びその他関係機関と協力しつつ、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に基づき、武力攻撃やテロが発生した場合における標章等の使用の意義及び濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努めます。

第4編 復旧等

■ 第1章 応急の復旧

県が管理する施設及び設備について、武力攻撃やテロにより被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のために必要な措置を行います。

この応急の復旧の実施に必要な事項について、次のとおり定めます。

■ 第1節 応急の復旧に関する基本的事項

1 体制の整備

施設や設備の被害状況の把握及び応急の復旧を速やかに行うため、あらかじめ体制や資機材を整備するよう努めます。

2 県が管理する施設及び設備の緊急点検及び復旧

武力攻撃やテロに伴う災害が発生した場合には、安全な状態であることを確認したうえで、施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に、応急の復旧を行います。

3 通信機器の応急の復旧

武力攻撃やテロに伴う災害の発生により、防災行政無線など関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替を行うとともに、速やかな復旧措置を行います。

また、復旧措置を行ってもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、総務省にその状況を連絡します。

4 国に対する支援要請

応急の復旧のために必要がある場合には、国に対し、必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を要請します。

■第2節 生活基盤等施設の応急の復旧

1 県が管理する生活基盤等施設の応急の復旧

武力攻撃やテロに伴う災害が発生した場合には、安全な状態であることを確認したうえで、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧を行います。

2 市町村及び指定地方公共機関に対する支援

水道、ガス、通信などのライフライン事業者である市町村及び指定地方公共機関から応急の復旧のため支援要請があった場合には、要請の内容を検討したうえで、必要な措置を実施します。

3 輸送路の優先的な確保のための措置

国道や市町村道、鉄道について、武力攻撃やテロに伴う災害による被害が発生した場合には、避難住民等の運送や救援物資の運送に必要となる応急の復旧が行われるよう、必要に応じて総合調整を行います。

4 県が管理する輸送施設の応急の復旧

武力攻撃やテロに伴う災害が発生した場合には、県が管理する道路について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、障害物を除去するなど避難住民等の運送や救援物資の運送に必要な応急の復旧を行います。

■ 第2章 復旧

県が管理する施設及び設備について、武力攻撃やテロにより被害が発生したときは、災害の復旧を行います。

この災害の復旧に関する必要な事項について、次のとおり定めます。

1 国における所要の法制の整備等

武力攻撃やテロに伴う災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた必要な法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃・テロ災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体の方針が策定されます。この場合、県内における災害の復旧については、この国が示す方針にしたがって実施します。

2 県が管理する施設及び設備の復旧

武力攻撃やテロに伴う災害により、県が管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況などを考え合わせながら速やかに復旧を行います。

■第3章 被災者等生活再建の支援

武力攻撃やテロに伴う災害による被害が発生した地域の避難住民等に対しては、資金面や住居の確保など生活再建の支援が必要です。

このため、生活再建の支援に関する必要な事項について、次のとおり定めます。

1 税の徴収猶予及び減免等

県及び市町村は、被災者が納付すべき地方税について、法令又は条例の規定に基づき、納税の緩和措置として期限の延長、徴収の猶予又は減免などの措置を行うこととします。

2 被災児童生徒に対する教育

県及び市町村の教育委員会は、被災した児童生徒に対して教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、学用品の給与、授業料の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助を行うとともに、学校施設の応急復旧など、関係機関と連携して適切な措置を行うこととします。

3 雇用の確保

(1) 就労状況の把握

群馬労働局及び公共職業安定所と協力して、被災者の就労状況の把握、被災地域における雇用の維持及び確保に努めます。

(2) 職業訓練の充実

県産業技術専門校は、失業者（休業者）の転職を容易にするための職業訓練の充実に努めます。

4 生活再建資金の融資等

武力攻撃やテロにより住居、家財及び事業所などに被害を受けた住民等が、自力で生活再建をするときに必要な資金については、自然災害時の制度などを参考にしつつ、被災状況に応じた制度の設立などの対応を検討するとともに、その円滑な実施を目的に総合的な相談窓口を開設します。

5 支援措置の広報

県及び市町村は、被災者及び事業者の自立に対する援助、助成措置について、広報に努めることとします。

■第4章 費用の支弁等

国民保護措置等の実施に要した費用については、原則として国が負担します。

このため、国民保護措置等に要した費用の支弁に関する手続などについて、次のとおり定めます。

■第1節 国民保護措置等に要した費用の支弁等

1 国に対する負担金の請求方法

国民保護措置等の実施に要した費用で県が支弁したものについては、原則として国が負担することとされています。このため、国民保護法の規定に基づいて、別に定める手続により、国に負担金の請求を行います。

2 関係書類の保管

県が支出した、国民保護措置等の実施に要する費用については、その支出額を証明する書類などの保管を行います。

■第2節 損失補償、実費弁償及び損害補償

1 損失補償

国民保護法に基づく土地や建物の使用、物資の収用などの行政処分を行ったことによって発生した損失については、国民保護法施行令に定める手続に従い補償します。

2 実費弁償

国民保護法に基づいて行った医療の実施要請又は指示に従い、医療を行った医療関係者に対しては、国民保護法施行令で定める基準に従いその実費を弁償します。

3 損害補償

国民保護措置等の実施について援助の要請を受けて協力をした者がそのため死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続に従い損害補償します。

■第3節 総合調整及び指示に係る損失補てん

国民保護措置等の実施に関し、県が市町村や指定公共機関、指定地方公共機関に対し総合調整を行い、又は指示をした結果、その市町村や指定公共機関、指定地方公共機関が損失を受けた場合は、国の損失補てんの手続などに準じて、損失補てんを行います。

■第4節 市町村が要した費用の支弁等

1 国に対する負担金の請求方法

市町村が実施する国民保護措置等に要した費用の支弁方法や国に対する負担金の請求方法については、県国民保護計画に準じて定めることとします。この場合において、国に対する費用の請求については、国民保護法に基づいて、別に定める手続により、国に請求することとします。

2 損失補償及び損害補償

国民保護法に基づいて市町村が行う損失補償及び損害補償の手続については、県国民保護計画に準じて定めることとします。

第5編 首都圏等への支援

首都圏で大規模な武力攻撃やテロに伴う災害が発生した場合や、武力攻撃やテロが長期にわたるような場合には、大量の避難住民等の発生が想定されます。

このような状況が発生したとき、群馬県は、首都圏の外縁部にありながら、首都東京から概ね 100 km の圏内に位置し、新幹線や高速道路などの高速交通網で直結されているという地理的条件を生かして、首都圏住民等の避難先地域として、積極的に協力・支援することとします。

具体的には、首都圏から避難してくる住民等の人数や避難の方法などを把握するとともに、県内における避難住民等の受入能力、避難経路の状況などを考え合わせながら、避難所が所在する市町村と連携して協力・支援を行います。

このため、日頃から県内の市町村との連携に努め、県域を越える避難住民等の受け入れに理解を得るとともに、受け入れ体制の整備を図ります。

なお、隣接県において同様の状況が発生した場合にも、同様に協力・支援することとします。